

---

# 日本平和学会 ニューズレター

## NEWSLETTER PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

---

第19巻第3号

2011年4月25日

---

### もくじ

• 巻頭言 阿部浩己（第19期副会長）	2
• 追悼 松尾雅嗣・元副会長	4
• 会則第16条の改正について	4
• 日本平和学会第三回平和賞	5
• 2010年度秋季研究集会概要	6
• 分科会報告	1 1
• 地区研究会報告	1 7
• 総会議事要録	1 8
• 理事会議事要録	1 9
• 会員消息	2 1
• 事務局からのお知らせ	2 2
• アジア太平洋平和研究学会（APPRA）研究大会のご案内	2 2
• 編集委員会からのお知らせ	2 2
• 渉外委員会からのお知らせとお願い	2 3
• 広報委員会からのお知らせとお願い	2 3
• エッセイ 平和研究あれこれ	2 4
• 日本平和学会第19期役員	2 5
• 日本平和学会分科会および分科会責任者一覧	2 6

## 巻頭言 考え続け、挑み続けているか

阿部浩己（第19期副会長）

どういうわけだか、気がつくと、思った以上に多くの学会に所属する身になってしまった。博士後期課程に進学して初めて学会と名のつく場に籍をおいたのが1980年代の半ばだったので、学会との付き合いはもう四半世紀を超えている。ただ、これほど多くの学会に属するようになったのはこの10数年ほどのことである。私の記憶と心象を頼りにいえば、学会の数自体が増えているところに主因の一端が潜んでいるのではないかとも思う（誘われて断れぬ意思の弱さもあるのだが…）。

学会とは、志を同じくする専門家たちが真理や正義を追究するために集う場だとすれば、その数がいやまずことは社会にとってけして忌諱すべき事態というわけではあるまい。世上が多様化し複雑化すればするほどに、既存の学問だけでは対処しきれぬ問題が発生し、そこに新たな学会をつくり出そうとする機運が生じる。起業といってもよい。学会／学問にも、成長産業があり衰退産業がある。栄枯盛衰は世のならい。学会／学問もまたその例にもれず、といったところだろうか。

当然というべきか、新たに誕生する学会は「学際的 interdisciplinary」にならざるをえない。既存の学問では足りないから新たな学会が作られるにしても、神ならぬ人間の営為はいつにあってもし真空地帯から立ち上がるわけではなく、新たな学会もまた既存の学問群を足場にせざるをえない。ただ、「学際」とは複数の学問領域にまたがる「間学問」の謂いであり、それゆえ、学際的な営みが学際的であるかぎり、それぞれの学問領域もまた元のままにあり続ける。そしてそれらは、学際的な集いが終わると、いつものように人々が立ち戻って「本籍地」としてあり続ける。学際的な場が——「超学問領域 transdisciplinary」（マサオ・ミヨシ）とまではいわないまでも——学際という修飾句を不要とする独立した場として認知されないかぎり、そこを本拠とする有意な研究者集団が形成されるとは考えにくい。学際と銘打つ学会のどれほどがそうした場への昇華を果たしているのか、いささか心もとないところも感じられるが。

学問領域の生成・盛衰は、だが、酔乎たる学術的事象なのではなく、政治の産物でもある。ミシェル・フーコーが喝破したように、知は権力から切り離された中立地帯で花開くわけではない。知は権力とともにあって、権力とともにあるしかない。「どんな知も、権力関係を想定し構成することなしにはありえない。…認識する主体、認識される主体、そして認識の様態はどれも、このような権力／知の根源的含意と歴史の変容の諸効果として考えられなくてはならないのである」（ハント・ウィツカム『フーコーと法』）。これを敷衍するに、平和をめぐる言説のありようも、平和学／会存在の価値・社会的認知の変容も、日常における権力配置の位相ぬきに語ることはできないということである。

もともと、ここでは、フーコーの提示した視座に拠って話を進めるのではなく、せつかくの機会なので、学会や学問のあり方に関して、私自身の脳裏に沈殿しているいくつかの断片的な思念をすくいとして、皆さんとの対

話のために提示してみたいと思う。

所属している諸学会の大会・集会や分科会、さらに学会と直接にはかかわらない学術的（国際）会議も加えれば、これまでにいったいどれほどの研究報告・発表に接してきたことか検討もつかないほどだが、天に唾する思いで告解すれば、胸の奥でいまだに記憶がさやぐような瞬間に巡り合える機会がそうはなかったというのが実感である。報告・発表の質が総じて悪かったから、などと賢しらを気取るわけでは毛頭なく、むしろそこには踏躓とした私自身の聴講姿勢が大いに与っていることはいうまでもない。あるいは、研究報告とはそもそも無機質なもののなだ、という向きもあるかもしれない。ただそうとしても、数多なされた報告・発表の（私自身の脳裏における）記憶化を妨げてきた真因のいくばくかは、その形式と精神の在り様にもかかわっていたのではないかという気がしてならない。

私にとって精神が活性化され知的な充実感を覚えてならないのは、わくわくするような対話や議論が眼前で展開され、その中に自らもまた実質的に参画できるようなときである。予定調和とはおよそ対極にあって展開される議論ほど創造的なものはない。何かが生まれるかどうかが決定的なのではなく、なにかが生まれるかもしれないという予感を湛えていることが重要なのである。学会に人々がつどう原点も、そんなところにあつたのではないかと想像する。だが、残念なことに、内外の学会の多くにあっては、原稿を用意してきてそれをただ読むだけということも少なくない。それはそれでやり方として必ずしもおかしいことではないのだが、しかし、聞き手の存在を無視してひたすらに原稿が読まれるときには、無性に疲労感にかられてしまう。話しかけられている、という思いを感じられないので、身体が報告を拒絶してしまうのだ。

もともと、身体が拒絶しているのは、原稿（の棒）読みという形式そのものに対してではなく、より正確に言えば、そうした形式を通して伝わってくる精神性にこそわが身が反応してきたというべきかもしれない。原稿報告はたいていの場合、表現を控えめに抑え、内容的にも「危険」をおかさないものとなる。学会という場で失態を演じたくないという気持ちが極端に強くなると、事前に用意するものとはともかくにも「守り」を固めたものになってしまう。そうした安全第一の報告は、しかし、内容がいかに正確であっても、どうにも歓迎する気になれない。そもそも対話やコミュニケーションのために開かれていないからである。ただその場にやってきて読まれ、そして去っていくだけの報告ほど「創造の予感」からほど遠いものはない。パネルディスカッションの場合も、議論を通してパネリストの考え方が相互に変容していくような情景にお目にかかることはあまりなかった。そこでも、優先されているのは各人の「守り」ということなのかもしれない。

こうして、改めて借問するに、日本平和学会という学術団体につどう私たちは、研究大会（集会）等において、あるいは学会誌等を通して、いったい誰に向かって言葉

を発し、何に向かってものを書いているのだろう。この問いに正しき解が用意されているわけではないが、もとより学会である以上、学術性に徹底してこだわろうとする思考態度は至当であり、おおいに結構なことである。ただ、忘れてならないのは、学術の証ともいべき理論とは、「それがどのようなものであれ、現状への挑戦と反抗を本質」としている（マサオ・ミヨシ×吉本光宏『抵抗の場へ』）ということである。別して言えば、それは批評であり抵抗にほかならない。理論にはそうした精神性が本来的に内包されているのであり、それだけに、学術性にこだわるほどに、保守ではなく挑戦と反抗の精神が頭をもたげてくることに不思議はない。

エドワード・サイードは、『知識人とは何か』において、こう記している。「知識人とは、その根底において、けっして調停者でもなければコンセンサス作成者でもなく、批判的センスにすべてを賭ける人間である。…なかなか権力の側にいる者や伝統の側にいる者が語ったり、おこなったりしていることを検証もなしに無条件に追認することに対し、どこまでも批判を投げかける人間である。ただたんに受け身のかたちで、だだをこねるのではない。積極的に批判を公的な場で口にするのである。」

知識人という言葉に違和感を持つのであれば、ミヨシのいう「考え続ける人々」あるいは「挑み続ける人々」といいかえてもよい。私たちが学問研究の成果を言葉としてあるいは行動として発する意義も、結局のところは、そこに連なっていくのではないか。つまりは、現実への挑戦であり、抵抗である。仮面をはぎ、対抗ビジョンの構築を力のかぎり試みるのがあってもよい。そうして議論は始まり、創造の波動が広がって行く。

学会報告において大事なことも、自己の守りにひたすらいそむことなどではあるまい。個人として考え続けること、挑み続けること。そして、たとえわずかであっても、その言説をもって現実の過程に介入していく意思を示すこと。そんな批判的な精神・態度こそが、学術集団の中にあって取り分けて尊重に値するのではないか。

もとより、そうした報告や議論が積み重なることで、学会における批評空間も必然的に押し広げられていくに違いあるまい。既存の制度の固守ではなく、ましてや支配的現実の追認・後追いでもない、徹底した批評実践の継続こそが、平和学/会を支え、鍛え上げる原動力となる。少なくとも、私たちは「生半可な真実や、容認された観念に引導を渡してしまわぬ意志」を失ってはなるまい。そして、サイードがいうように、「どこまでいってもきりない、またいつまでも不完全なものとならざるをえない努力をつづける」ことにより、しなやかな精神性の彫琢を粛々と続けていきたいものである。

#### 【追補——3・11の後で】

職住接近が幸いして、なんとか徒歩で自宅にたどりつくこと、お昼すぎからつけっぱなしだったというテレビが、家という家一気に押し流す波濤の勢いをそのままに伝えていた。力尽き流されゆく家々のなかに人間の姿はないのか、必死で探してみたが、一片の形影も見つけ出

すことができなかった。みな無事に高台に避難できたからなのか、などという、後智恵をもってすればなんととも愚かな思念が心をよぎった。

規模の違いこそあれ、人間の力によってはとても制御できないような災害が私たちを襲うことはこれまでも少なからずあった。私の生まれ育った島も、何度も大きな台風襲われ、活火山の大爆発で島民が全員避難するということがあった。自然に対してことのほか恐懼する気持ちが強い背景にはそんな特殊な事情も与っているのかもしれない。だがそれ以上に、小さいときから何度も聞かされ、いまとなってはまるで私自身がそこにいたのではないかと紛うほどになっている一場面がこの内奥には強く刻まれており、それが、こうした惨劇を目の当たりにすると決まって頭をもたげ、自然への恐れをかきたてる。大波に流されゆく住宅のなかに、とっさに人の姿を探し求めたのはそのゆえなのでもある。

伊勢湾台風が猛威をふるったその前の年も、ちっぽけな故郷の島は秋になるととてつもないスケールの狩野川台風が無力な様をさらしていた。母はちょうどそのとき臨月で、まもなく誕生するこの私をおなかにかかえ、大洪水をわきみながら、小さな住みかたで家人とともに自然の猛威に息をひそめていた。ふと庭を見ると、隣の家が、地面からごぼりぬきよされて流されてきた。量のうちでまるで正座するような姿勢になって、必死に助けを求める老女の姿がそこにあった。その声はまちがいなく届いたのだけれど、一瞬の静寂をおいて、老女は家ごと流されていった。

助けようにも、こちらにも泥水が侵入してきて、それどころではなかった。母の身体は、首から下が濁流にまどわれていた。そのまま増水して生命の灯が消えていたのなら、いまの私はむろん、なかった。だが、生への執着を人一倍もっていたからなのか、そのとき、消防団からかろうじて差し出された手が身重のからだを救いだし、この世とあの世のあいだにあった母は、文字通り九死に一生を得る。そして、その数日後、私がこの世に生まれ出た。3月11日、轟々たる大津波に引きちぎられていく家の中に人間の姿を追いかけたのは、私の脳裏に構築された、そうした生誕の記憶がよみがえったからでもある。

いったいどれほどの生が、巨大な自然の力によって永遠の別れをしいられることになったのか、その全容はいまだ明らかでない。その一方で、比類なきほど多くの人たちが避難生活のただなかにある。その避難は、地震・大津波に加え、あろうことか、絶対に安全と揚言されていた原子力発電所の大事故にもよる。先の見えぬ混沌とした状況のなかに、しかし、不遜を恐れずいえば、すでにしてポスト大震災の新秩序が確然と胚胎しているに違いあるまい。それがどのようなものとなって現われでるのかはまだ判然とはしないものの、未来への麗しき福音となる保証はもとよりどこにもない。だからこそ私たちは、このときとしっかり向き合っていかななくてはなるまい。考え続け、挑み続けるべきなのだ。

(神奈川大学法科大学院)

## 追悼 松尾雅嗣・元副会長

松尾雅嗣さん（広島大学名誉教授）が、昨年（2010年）10月15日に膵臓がんで逝去された。松尾さんは、広島大学の平和科学研究センター（1975年創設）に1976年4月から2009年3月（定年退官）まで、助手、助教授、教授、さらにその間にセンター長として勤務し、また大学院国際協力研究科の教授として次世代の研究者を育成され、平和学・平和研究の研究と教育に多大な貢献をされた。

日本平和学会の活動では、長年の間、理事、事務局長、副会長（1997～1999年）、監事を歴任され、とくに1995～1997年には、事務局長として学会の運営に当られ、当時の会長（初瀬）を補佐して、学会の発展に尽力された。それは、私としては、お礼の言葉もないほどのものである。また、日本学術会議との関連では、1994～2000年に平和研究連絡委員会の委員を務められた。

広島では、2度のバグウォッシュ会議（1995年、2005年）の開催で、開催地事務局長を務められるなど、松尾さんは、平和学・平和研究の中心的研究者であり、平和学と平和運動の均衡点であった。

松尾さんは、温厚な人柄と、明晰な頭脳の持ち主として、研究者仲間から尊敬されてきた。普通なら難しいことを、当たり前顔をして簡単に仕上げてしまい、超然としていた。そこには、ある種の風格が感じられた。酒を愛し、タバコを吸い、コーヒーを飲み、お菓子を食べ、スナックで「カスバの女」を歌い、野山では、捕虫網をもって蝶々を追い回していた。そして、早いうちからPCを使いこなしていた。大学では経済学を学び、大学院では英語学を学んでおり、多変量解析を理解し、コンピューターのプログラムを組み、留学経験なしに英語を自由に駆使していた。多才の方であった。このことは、その平和学に反映している。

学問的貢献では、『平和研究入門』（財）広島平和文化センター、1991年）と『Peace and Conflict Studies: A Theoretical Introduction』（溪水社、2005年）が特記される。『平和研究入門』は、平和研究の課題が戦争の研究から、次に構造的暴力の研究へ、さらに地球的問題群

初瀬龍平

の研究へと発展してきたこと、およびその研究成果の内容を簡潔・的確に説明している。本書は、今日では、日本での平和研究の貴重本となっている。『Peace and Conflict Studies』は、平和研究での戦争、軍拡、国内紛争、国際紛争・協力についての計量的研究、数理モデル的研究などを中心として解説しており、とくにゲームの理論の解説は見事である。本書は、この分野で古典的価値を持っている。松尾さんの独自の研究分野としては、文化的暴力の視点から、民族紛争と言語の関係を研究し、1990年代からはほぼ毎年、平和科研の紀要『広島平和科学』などで緻密な議論を展開されていた。

広島原爆被害について、松尾さんは、被爆証言・体験記のデータベース化及びその解析を通じ、原爆被害の現実を学術的に明らかにしてきた。また、近年では、被爆地「ヒロシマ」の視点から、旧ソ連のカザフスタン共和国のセミパラチンスク（現在名セメイ）の核実験被害に注目し、広島大学を中心とする研究者と、その実像解明の国際的研究グループを結成・指導し、自らは被災者の核実験に対する認識構造を明らかにすることに取り組んできた。このように、その平和学には、「ヒロシマ」に根ざした平和学の発想があった。

最後に個人的なことを述べさせていただくと、松尾さんは、いつも楽しい友人であった。私は松尾さんとの共同作業として、1979年に「日本人の核意識構造」の共著論文を書き、1991年に共訳書（パーキンソン著『国際関係の思想』岩波書店）を出した。一昨年（2009年）の夏には、私は広島大学の研究グループに参加させてもらい、カザフスタンのヒバクシャ調査に同行した。カザフスタン調査のとき、7月31日午前に仁川の空港で出会い、8月8日朝、仁川の空港で別れた。松尾さんは広島に帰り、私は閑空に帰った。これが最後の出会いであった。

いまは、合掌して、ご冥福を祈りたい。その研究成果は、若い研究者に継承し、発展させてもらいたい。

（京都女子大学）

## 会則第16条の改正について

### 平和研究の危機と再生の好機

第3回理事会（2010年11月5日）では、学会活性化のための財政基盤を確保するという今回の提案趣旨に賛同する意見が理事から述べられ、以下の会則改正が全会一致で承認されました。翌日の総会においても、会則改正は異議なく承認されました。

なお、新しい会費については2011年度から適用することになります。

第19期会長 石田 淳

改正第16条「本会の会費は年10,000円とする。ただし、学生会費は年5,000円とする。」

付則 11. この会則は2010年11月6日より実施する。

【改正の趣旨】

間違いなく、平和を論ずる学術的言説は多様化した。冷戦の終結を契機として国連安保理は「平和に対する脅威」を広い範囲で認定し、世界銀行は国内紛争と開発の

停滞との関連に目を向けるなど、さまざまな国際・国内問題が《平和の問題》として認識されるようになった。

それゆえに平和学会と競合する隣接学会が次々出現することに不思議はないが、はたして、会員（2009年度末で、一般、学生合わせて 948 名）が深くコミットするだけの魅力が今日の平和学会と平和研究にあるのだろうか。心しなければ、学際的な平和研究はその学際性が災いして求心力を失いかねない。

そこで、平和研究の活性化と学会運営の透明化・効率化を図ることによって、この危機をむしろ再生の好機としたい。

第一に、平和研究を活性化してその学術的な価値を高めたい。既に理事会は 2009 年秋に学会誌『平和研究』の 2 号化を決定している。平和を論じる幅を拡げ、会員に研究成果の発表機会をこれまで以上に提供したい。同時に査読誌として、年間に 5～6 本程度の投稿論文を『平和研究』に掲載する態勢を整えることによって、若手研究者に活躍の場を提供したい。

加えて、研究大会・集会にかかわる学術情報を広く会員の間で共有することによって、学際的な平和研究に一層の活力を与えたい。既に、大会・集会のレジュメ集にせよ、学会ホームページにせよ、それらが提供する学術関連情報は質・量ともに格段の改善を達成したと自負する。

第二に、学会運営の透明化・効率化を実現して、一般会員と学会との距離を縮め、一般会員に平和学会は「私たちの学会」であるとの意識を深めて頂くとともに、個々の会員が納入する会費を学会活動の拡充のために可能な限り有効に活用したい。まず透明化に向け、広報活動を通じて、各種規程等の明文化と公開を急いでいる。また効率化に向け、事務局の一部業務(①入退会手続き、名簿管理、②学会費請求および納入督促、③春季研究大会・秋季研究集会開催通知、ニューズレター、『平和研究』などの印刷物の発送など)を昨年 7 月 1 日、学協会サポートセンターに外部委託し、事務局の維持経費を削減するとともに、会費収入を増大することができた。

とはいえ、学会活動の拡充は確実に事務局負担の累増

につながることも見過ごすことはできない。たとえば、18 期(2007～09 年)以降、理事会開催前に、理事会への各種報告を準備・検討するために執行部会議を開催することが慣例化しているが、理事会同様に執行部会議の準備についても事務局が要とならざるを得ない。また事務局は、大会・集会の開催校業務の一部も肩代わりしている。というのもここ数年、開催校選定にあたっては、多くの大学において十分に人手(開催校理事を補佐する当該校教員)を確保できないどころか、当該校から教室使用料まで請求されるのが通例となりつつあり、大会開催マニュアル上は開催校が責任を持つとされてきた業務(たとえばレジュメ集の編集・印刷、出欠調査など)を事務局が引き受けて開催校の負担を軽減しないことには、そもそも開催に名乗りをあげる大学も確保できないからである。

しかし、平和学会と平和研究にはこれだけの労力を投入するだけの価値がある。ここで述べたように平和学会と平和研究に活力を取り戻し、平和を論じる討議空間を何としても次世代に引き継ぎたい。そのために、会則第 16 条の改正を提案したい。

一般会員にとっては 2,000 円の負担増となる。上にのべたとおり、事務局業務の外部委託に伴い、一定の経費節減は実現したが、それ以外の事務局業務は重くなる一方である。シャドーワークに支えられた学会運営は私たちの平和学会に相応しくない。人間の顔をした事務局を誇る平和学会には、事務局維持費をこれ以上削減する選択肢はない。『平和研究』2 号化に伴い、見積もり段階で学会の年間買取り総額だけ(郵送料を含まない)でも、現状の 2,284,800 円(税込)から 3,141,000 円(税込)となることが予想されていることを考慮すると、健全な学会財政を維持するためには 16 年ぶりの会費負担増をお願いする以外に方法はない、と判断する。

この機会に学際的な平和学会の総力を結集し、平和を定義する力を学会に取り戻すためにも、今回の会則改正に諸賢のご理解とご賛同を心からお願い申し上げる次第である。

(東京大学)

## 日本平和学会第三回平和賞

受賞者：長崎の証言の会

原爆認識の独占に抗う

報道機関による情報公開要請を機に、保存されてなかったはずの厚相の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」(いわゆる基本懇)の議事録(1979～80 年)が見つかった(『朝日新聞』2010 年 10 月 25 日)。基本懇の報告書(1980 年)は、援護対象を生存被爆者の放射線による健康被害に限定するために、救済の必要のある「特別の犠牲」としての被爆と、国をあげての戦争の下ですべての国民がひとしく受忍しなければならない「一般の犠牲」とを区別して国家補償の拡大に歯止めをかけた。この報告書から 30 年後の今日、このような議論は

とうてい受容できるものではなく、政府が展開した受忍論の基底にある原爆認識はおかしい——それがおかしいということ、原爆を直接経験しなかったものになぜわかるかと言えば、それは「証言の会」の粘り強い活動があったからにはかならない。「証言の会」の活動は、原爆とは人間にとって何であったのかを明らかにすることを通じて、政府による被爆の実態認識の独占に抗うものであった。

本来、戦争が人間にとって持つ意味についての《事前の想像力》こそが、戦争の歯止めになるはずである。逆に戦争が人間にとって持つ意味の《事後の受忍論》は、

かりに国家財政に資するものではあっても、けっして平和の基礎を強固にするものではない。このことを40年あまりに亘ってわれわれに教え続けてくださっている

「長崎の証言の会」に、心から敬意を表したい。

(石田 淳)



(写真は、石田淳会長より平和賞を授与され挨拶する濱崎均「長崎の証言の会」代表委員)

## 2010年度秋季研究集会概要

### テーマ

### 非暴力と脱「開発」による持続可能な社会への変革

部会Ⅰ（開催校企画1）平和とサステナビリティのための政治・経済・社会

司会：安部竜一郎（立教大学）

報告

1：三村信男（茨城大学地球変動適応科学研究機関）「気候変動問題と持続可能なアジア」

2：西川潤（早稲田大学名誉教授）「ポスト経済成長時代の開発と平和」

討論：戸崎純（首都大学東京）、中川充弘（茨城大学）

三村報告では、世界の成長センターであるアジアにおいて、今後エネルギー、食料とも大幅な需要の伸びが避けられないことを前提に、これを満たしつつ、かつ環境の持続性を保つことができるような経済・政治のシステムをそれぞれ相反する二つのベクトルの組み合わせによって構想可能である、という点が論じられた。三村は、第一に、エネルギーや食糧需要を満たすためには革新的かつ大規模な技術開発が必要である点を指摘し、これにアジアの社会が長い歴史の中で育んできた農業のような適正技術を組み合わせることの重要性を論じた。第二に、革新的大規模技術はトップダウン型の意思決定システムが必要であるが、その一方で、コミュニティベースの適正技術にとって参加型でボトムアップ型のアプローチと親和性が高い点を三村は重要視し、したがって、持続可能な社会の構想には、トップダウン型とボトムアップ型の双方を組み込んだガバナンスのシステムが必要となるとした。しかし、現在の産業社会は、巨大技術によって適正技術を周辺に追いやってきたこと、また、集権型・トップダウンの政治システムはしばしば参加型・ボトムアップ型のガバナンスを排除してきた点については言及がなく、三村の示す重層的な技術-政治社会がどのようにして達成可能かについては課題として残

された。

西川報告では、マクロ経済指標を駆使しつつ、日本が、巷間に取りざたされる「低成長時代」ではなく、「脱-成長時代」を迎えたことが示された。西川に拠れば、1992年から2009年までの実質GDPの伸び率は1~2%に過ぎず、近年の総固定資本形成率1%未満という数字からしても、もはや日本経済に「成長」という言葉は当てはまらないこと、さらに、2010年度の国際残高および財政赤字野の対GDP比がそれぞれ134%、93%と極めて高い水準にあることからマクロ経済政策を稼働させる余地もほとんどないことを指摘した。西川は、脱-成長期には、経済成長と資本蓄積を前提とした現代世界において(1)貧困と格差の拡大、(2)グローバル規模での環境問題、(3)軍拡経済といった「システム不全」が発生するとし、これを解決するためにグローバルな民主化=ガバナンスの組み換えが重要であると論じた。この点で西川報告は三村報告と共通の視座を有するが、西川は市民やメディアといった市民社会の役割をより重視する点に特徴がある。

両者の報告に対し、中川は、途上国の農業食糧問題を研究してきた立場から、ポスト開発時代の社会において①消費主導型の経済から人間のニーズを満たすための

定常経済、②生態系と共同体との相互作用としての農業とそれを基盤とした地域ガバナンス、③開発の対象としてではなく開発の多様な主体としての人間像、の4つのサブシステムを確立することの必要性を論じた。

一方、戸崎は、成長経済を前提とする社会システムでは、必然的に生じてくる格差には再分配をもって対処する仕組みが組み込まれていると指摘した。つまり産業化・工業化に対しては社会開発、資源・エネルギーの濫費に対してはグリーン成長政策、というように、近代資本主義システムは、一見二律背反のベクトルを自ら組み込むことによって生き延びてきたというのである。戸崎は、近代世界のシステム不全が資本蓄積に基づく分配の壁と商品化に基づく希少性の壁によるものとすれば、自然共生型社会の構築とそのためのガバナンスの組み換えのためには、例えばブータンのGross National Happinessのような新しい社会目標、新しい社会指標が必要ではないかと示唆した。

会場からは、BPOビジネスや環境ビジネスといった昨今のトレンドは脱・成長期における企業による権益維持の動きではないかといった意見や、ポスト開発時代の

ガバナンスにおいて生態系との共存のためには生産様式の変革が必要ではないかといった意見が寄せられた。

本会で示されたのは、持続可能な社会という新たな規範を横軸として、それに見合う新たな[技術-ガバナンス]システムや[経済-ガバナンス]システムの構想といえよう。おおむねその方向性については、参加者の間でイメージを共有できたであろうと思われる。しからば新しいシステムへの移行を担う縦軸(レバレッジ)はいかなるものか。資源の枯渇や地球温暖化などの「緩慢な死」への予告が、グローバルな環境政治を世界システムに再塗布していくのか。あるいは、システム崩壊としての紛争や原発事故のような破局的事象が、再帰的に民主化の地図を塗り替えていくのだろうか。グローバル市場の肥大化に対抗する市民連帯の運動はそこでどのような役割を担い得るのだろうか。この点についての議論は積み残されたままである。重要な点は、我々が研究を含めた個々の実践を出発点とするしかないことと、そしていまやゲームのルール自体が問われているという点である。

(安部竜一郎)

## 部会Ⅱ：原爆被害者の証言に光をあてて（「長崎の証言の会」平和賞受賞記念部会）

（企画担当：「グローバルヒバクシャ」分科会）

司会：石川捷治（久留米大学）

報告

- 1：濱崎均（長崎の証言の会・代表委員）「今、語り継ぎたい長崎の被爆証言運動」
- 2：中村尚樹（フリー・ジャーナリスト）「『被爆者の心』と『こころのヒバクシャ』」
- 3：桐谷多恵子（広島市立大学・広島平和研究所）「広島・長崎の被爆者の『原風景』について：「復興」の問題に寄せて」

討論：山根和代（高知大学）

この部会は、第3回平和賞を受賞した「長崎の証言の会」の証言運動を、いくつかの異なる方向から光を当てその意義を明らかにしようとするものである。

まず報告者の第一番目は濱崎均さんであった。それぞれの時代の資料を示しつつ、「証言の会」の成り立ちから40年余りにわたって展開してきた運動をふりかえった。1967年、当時の厚生省は、「被爆者而非被爆者の間には、生活や健康上の有意の格差はない」とする「原爆白書」を発表した。このような原爆認識に対する強い反発が、市民有志による被爆者実態調査を生み、その後の証言活動の原動力となった。

68年に秋月辰一郎氏と鎌田定夫氏らを中心に発足した長崎の証言刊行委員会が、『長崎の証言』を創刊。71年に「長崎の証言の会」と改称。以来、刊行物は70冊を越え、延べ1,000人以上の被爆体験を記録した。「証言」は、多様な人々の原爆の体験、その後の人生を浮き彫りにした。外国人被爆者にも光を当てた。

証言運動は自主・民主・公開の原則に立ち、特定の党派に属さない、自主的な市民運動、行政機関の補助も仰がない自立的な草の根運動であった。この長期にわたる不撓不屈の運動の報告に対して会場から惜しめない拍手が送られた。

2番目の報告者はフリー・ジャーナリストの中村尚樹さん。彼は1980年代後半、NHK長崎放送局に勤務し

た経験をもつ。取材を通して、秋月・鎌田の両氏に接し学んだ。テーマに掲げる「心」と「こころ」は、平仮名で書くときは、個人ひとり一人の心を越えた、人と人との関係性のなかで位置づけられるそれである。鎌田氏は被爆者ではないが、「こころのヒバクシャ」と自ら呼び、まるで原爆犠牲者の魂が乗り移ったかのように証言活動に取り組んだ。

秋月・鎌田両氏相まって、被爆者而非被爆者に新しい関係をもたらしたと指摘する。被爆体験を非体験者に伝えるには、日常体験のなかに「翻訳」する必要があるが、それは鎌田氏によれば、「体験そのものを被害と加害のなかで、構造的にとらえる」視点であるという。

3番目の報告者は、桐谷多恵子さんである。証言者の胸底にある「原風景」を追求する。「原体験に起因する心象風景」が「原風景」であるが、日常生活のなかでは、どのように想起し、感じ、意味づけられているかという想起主体者の現在の視点が重要である。「原風景」を抽出することから被爆体験の共通性が浮き彫りになる。それは核時代における人類としての体験であり、秋月氏の「小異を残して大同につこう」という方向性を示していると分析した。

討論者の山根和代さんは、父親が広島で被爆した「被爆二世」ですと自己紹介し、海外・国内での平和ネットワーク活動の経験をふまえて、国際的視野から見た「証

言の会」活動の意義を指摘した。さらに、この「証言」を国際的にどのように活かすのか、被爆二世・三世問題についても問題を提起した。

フロアーを含めた討論では、森口貢さん（長崎の証言の会）をはじめ各会員から、広島と長崎の相違、20世紀の野蛮な暴力のなかでの位置づけ、理性・科学のあり方、個人と組織での対応の差、中央と地方のメディアなどの問題が討論された。この部会を通じて①「長崎の証

言の会」が掘り起こし、収集した「証言」のもつ意義や価値、②人間と原爆の関係、すなわち、証言運動を通して形成された原爆論議が日本における反核運動の基盤を形成してきたこと、③平和学会の創立当時からのあり方、市民の実践を含めて日本の平和学を構築するという方向の大切さなどが明らかにされた。参加者からは平和賞記念に「ふさわしい」議論だったという声が聞かれた。

（石川捷治）

### 部会Ⅲ（開催校企画2）非暴力と脱「開発」

司会：平井朗（立教大学）

報告

1：C・ダグラス・ラミス（沖縄国際大学）「『開発』の基礎的暴力とガンジーの村中心憲法」

2：辻信一（明治学院大学、ナマケモノ倶楽部）「エコとピースの交差点：脱成長とスローライフ」

討論：石井一也（香川大学）、中野佳裕（立命館大学）

本部会では、その基礎に暴力が存在する経済発展と、「豊かさ」を追求する文明によって破壊される環境を軸に、環境と平和をリンクさせる議論をめざした。

ラミス会員は著書『ラディカル・デモクラシー』で、経済発展は反民主的であり、民衆は自由な状態で産業社会と賃労働の制度を選ばないし、選んだことがないと述べたが、フランシス・フクヤマから「ずっと前から人間は資本主義的豊かさを自ら選んできたので問題外」と酷評された。しかしそれは経済発展の神話であり、フクヤマ世代の学者たちは歴史の記憶が分っていない。戦後の経済発展の世界観への社会科学のパラダイム転換の中で消えてしまった事実もある。

パラダイム転換以前の『社会科学百科事典』（Macmillan, 1933年）には「強制労働」という項目があった。直接的と間接的の二種類ある強制労働のうち間接的強制労働は、植民地の先住民が依存する森林を伐採してプランテーション化する、また現金による徴税を強制することによって賃労働以外の選択肢を奪うことである。英国の賃金労働者第一世代も囲い込み運動からホームレスにされた人びとであり、経済発展の始まりはやはり暴力だったのである。

同じ百科事典の次の版（1968年）では強制労働の項目はない。経済発展以前から以後への暴力的な切り替えを「開発」と言い換えることによって暴力の事実が消し去られた。開発経済学の本にもそれは書かれていない。だからフクヤマ世代の学者は経済発展が暴力から始まったことを知らないのだ。

さらに経済発展以前から以後への切り替えのときを考えるに、ガンジーの政治思想が重要だ。ガンジーはインドの国父だが、暴力に基づく普通の国家を造る今の憲法には不賛成だった。70万の村が独立共和国となる憲法案を考えていた。もともと自立していた村が非暴力的に連合する、主権国家とは異なる国のあり方。資本主義産業社会への暴力による切り替えをしないままのインドという提案はしかし完全に無視されたが、英国政府を無視して非暴力非協力で下から蝕んでいく革命であり、現代の市民社会においてもそのような変革・革命は可能かもしれないとの提案がなされた。

社会員からは「環境文化運動」が提案された。フィンランドのディープエコロジストであるペンティ・リンコラは、人類が滅亡に向かっている元凶は民主主義であるという。

一方ジョージ・モンビオとポール・キングノースの論争で、キングノースは「我々が救おうとしているのはこの惑星ではなく、西洋の物質文明ではないか」と批判し「後退に技術で対抗するのではなく、落ちていくことから学び、その中で生きる知恵を身につけるべき」として激しい論争となっている。

ガンジーの場合は、英国だけでなく近代文明のシステムから下り、協力しないという彼の思想において文明は…私たちの心と身体を統御することだと言っている。リンコラもコントロールを重視し「民主主義はこの世界を破滅させるものを何一つコントロールできていない」と言う。

土地を勝手に緑に変えるゲリラ・ガーデナーであるマイケル・ポランは、無力感を感じながらも運動を続ける理由を、自分自身が囚われている石油文明のマインドセットを変えるきっかけになることだと言っている。我々が問題に立ち向かう時に、その問題を引き起こしているマインドセットをそのままにそれを解決できるように振舞っているのではないか。戦後の「開発」へのマインドセット転換のもっと前に、そもそも文明というものの抱えている問題、「豊かさ」という概念にまで遡って考える必要がある。

「豊かさ」は増えることによって意味を持つ概念だ。増えるときには自然的制約を取り払っていくことが必要だ。それに対して文化というのは文明が取り外していく制約というものを本質にしているのではないか。文化は①ローカル②コミュニアル③エコロジカルなもので、自然界のもつ均衡・調節・浄化の力を節度として社会に組み込むメカニズムとしての文化を考えたい。

自然と分離したものとして人間を考え、その上に社会を作るということ自体が間違いで、そのつながりを取りもどすことを初めからやり直す。ディープエコロジーとはそういう試みであり、そこに立ち戻る以外に現代の危機に立ち向かう道はない。さらにディープ・エコノミー



～ディーブ・ポリティックス～ディーブ・ピースを考えなくてはならない。我々が普段平和と言っているものはイリッチのいう「ボックス・エコノミカ」に過ぎない。文明というマインドセットの下で平和を語っているに過ぎないのではないか。そのボックス・エコノミカを越えていくことを提案していたのである。

これらに対し、石井会員は、インドの象徴になったチャルカーの再検討からガンジーの「小さな経済」の妥当性を指摘しつつ、村と都市生活との矛盾、村と近代的市民社会との矛盾等を問うた。

中野会員からは、自主規制、自己統制は民主主義に反するものでなく、民主主義の根本論理の一つであるとの観点から、非暴力とエコロジーの関係について等の質問がなされた。

ラムス会員からは、革命が権力に転換する前の健全な段階では、たくさん小さな、互いの顔が見える規模の共同体が自然に造られる（ハンナ・アーレント等）ディーブな主権在民の事例が応答された。さらに私たちは今も賃労働以外の選択肢を奪われ、暴力が続いている世界

に生きている。非暴力とエコロジカルな生き方は、この世界の事実を把握することから実現すると提案された。

辻会員からは、ガンジーとリンコラは現代文明における民主主義的なものに対する不信感の深さで非常に似ている。経済成長しているときほど憲法9条が支持されるように私たちの民主主義と称するものも実はボックス・エコノミカの中にあるのだ。でも文化の中に自己規制があるのだとすればその大元は自然界にある。自然界に寄り添ってれば限りない成長といった戯言はあり得ないのだという応答がなされた。

会場からも積極的な質問がなされ、「開発」の時代から「脱開発」の時代へのパラダイム転換が既に起こりつつあるのかどうかは分からないが、間に合うかどうかといえばもう間に合っていない。既に災厄は始まっている。人類の多くが死滅するかもしれないが、少しでもゆっくり降りていく（これまでのように昇っていくのでなく）ことを皆で考えていくべきだといったラディカルな議論が展開された。

(平井朗)

## 自由論題部会

司会：土佐弘之（神戸大学）

### 報告

- 1：古内洋平（一橋大学）「被害者におけるトランスナショナル化とプライベート化：アパルトヘイト被害者運動を事例に」
- 2：竹峰誠一郎（三重大学）「『視えない』核被害：可視化するアプローチを求めて」
- 3：島崎裕子（早稲田大学）「日本における人身取引被害者の多様化：支援状況と取り組みへの課題」

### 討論：長有紀枝（立教大学）

古内会員は、アパルトヘイト被害者運動を事例として取り上げながら、社会運動論的視角から、歴史的正義やグローバル・ジャスティスなどといった新しいフレーミングを媒介に被害者に対する補償の必要性という考え方がトランスナショナルな広がりをもっていったこと、その際に、特にアメリカ司法制度の利用しながら私企業などをターゲットにするといったプライベート化の動きがあったことを指摘した。また、運動のトランスナショナル化は被害者運動の国内的な基盤強化につながるのか否かなど、今後の研究課題も提示された。

竹峰会員は、マーシャル諸島などにおける、核被害を受けた地域や人びとの生き様の問題、特に「不可視化された」核被害の問題（住民の命でもある土地・生活基盤の喪失、核被害者に対する差別など）をとおして、軍縮問題にとどまらない、マクロ・レベルでの加害の構造を捉えると同時に、核被害者の人間存在を中心に据える「グローバル・ヒバクシャ」という新しいフレーミングの重要性を強調した。

島崎会員は、日本における人身取引被害者の状況・概要を紹介した上、人身取引ネットワークの新たな拡大・展開を支える構造的要因などを捉える分析視点（フェミニズム的父家長制論、世界システム論、ケーパビリティ論など）の必要性を指摘した。さらに、被害者の強制退去など人身取引被害者の取り扱いの問題（トラフフィキ

ング問題のセキュリタイゼーション化）などを指摘し、国家中心の支援から被害者当事者の支援への転換が必要と述べた。

討論者である長会員からは、古内会員に対しては、アパルトヘイト被害者団体であるクルマニ・サポート・グループの位置づけ、その性格について、またアメリカの司法制度を利用することに伴う問題点などについて、竹峰会員に対しては、「グローバル・ヒバクシャ」というフレーミングが核軍縮に対して、いかなる影響力を与えることができるのかといった点など、島崎会員に対しては、いわゆる不法滞在者に対しては強制退去処分以外の対応があるかなどの質問がなされ、それぞれの質問に対して、各報告者から応答がなされた。

自由論題部会ではあるが、3報告とも、核兵器を含む物理的暴力のみならず、構造的暴力、象徴的暴力などによる被害者が、自身の怒り・恨み・悲しみ・苦しみといったパッションを人権や平和の実現といった普遍的価値へと転換していく際の諸問題について取り扱っていた。つまり、3報告ともに、日本平和学会の設立趣旨文にある「戦争被害者としての立場からの普遍的な研究」という原点に立ち戻りつつ、被害者を戦争被害者だけではなく、さまざまな形態の暴力の被害者へと視野を広げていこうとしている点で、若手研究者による平和学・平和研究の新たな活性化の試みにもなっていた。そうした

高い問題意識をもった報告がそろったこともあり、フロアからも積極的に質問が出されたものの、時間配分の失敗という司会者の不手際により、セッションの中で、その全てに対して報告者からの応答する時間をもてな

ったのが悔やまれるが、時間が足りないほど活発で実りのある議論を互いに展開することができたものと思われ。

(土佐弘之)

## 部会Ⅳ：人民の自己決定権と沖縄——自治・独立・平和の実現を目指して

(企画担当：「琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和」分科会)

司会：竹尾茂樹（明治学院大学国際平和研究所）

報告

- 1：上村英明（恵泉女学園大学・市民外交センター）「国連における脱植民地化プロセスと日本における『沖縄』の地位」
  - 2：島袋純（琉球大学）「人民の自己決定権：スコットランドと沖縄」
  - 3：佐藤幸男（富山大学）「『東アジア海』の平和にむけた島嶼・平和学の問題展望と課題」
  - 4：松島泰勝（龍谷大学・ゆいまーる琉球の自治）「人民の自己決定権と沖縄の脱植民地化」
- 討論：金子マーチン（日本女子大学、反差別国際運動事務局）

11月7日、14時40分から17時10分まで、日本平和学会2010年度秋季研究集会部会Ⅳにおいて、「人民の自己決定権と沖縄—自治・独立・平和の実現を目指して」(企画担当：「琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和」分科会)と題する部会を開催したので、ご報告申し上げます。司会は竹尾茂樹氏(明治学院大学国際平和研究所)、コメンテーターは金子マーチン氏(日本女子大学、反差別国際運動事務局)であった。

上村英明氏(恵泉女学園大学・市民外交センター)は「国連における脱植民地化プロセスと日本における『沖縄』の地位」と題して次のような報告を行った。上村氏は「沖縄」あるいは「沖縄の住民」、「脱植民地化」の概念内容を明確にしたのち、国連における脱植民地化プロセスについて論じた。そして「沖縄」と国連の脱植民地化プロセスに関し、その制度的実態、沖縄人が人民の自己決定権を行使するための方法等に関して考察した。

島袋純氏(琉球大学)は「人民の自己決定権～スコットランドと沖縄～」と題して次のような報告を行った。まず島袋氏は人民(人々・People)の自己決定権を、A 海外植民地の人々(People)の自己決定権と B 本土(本国)の一部本土近接地域の人々の自己決定権の二つに分けた。特に B は西欧諸国の国境地域、周辺地域の近代主権国家及び国民国家建設期において発生し、強制的編入、統合、強制的な同化の問題の対象となり、次第に本国人化したのち A になるとし、B の具体例としてスコットランド事例と沖縄との類似性を明らかにした。そして、人民(People)を、主権国家を構成しうる人々の集団＝憲法制定権を持つ集団としたうえで、西欧諸国における周辺地域国境地域の人々の自己決定権の問題と欧州統合、スコットランドの事例と沖縄との類似性、東アジアにおける沖縄について考察した。

佐藤幸男氏(富山大学)は「『東アジア海』の平和に

むけた島嶼・平和学の問題展望と課題」と題して次のような報告を行った。佐藤氏は最初に日本周辺海域世界の軍事化現象について尖閣列島、沖縄、チェジュ島の「連鎖的軍事化構造」と名付け、日米安保による「公海の自由」と「離島防衛」論について考察した。その上で国益としての海洋資源、海洋基本法、法案成立後の海上保安庁強化、オーシャンガバナンスの問題性を指摘し、「海洋ニューディール」政策の限界、海人としての自己決定権、土地(陸地)領有を超えた価値観を共有する東アジアについて考察した。そして最後に「島嶼・平和学」の視座として人権問題、差別問題としての沖縄(島嶼)問題について明らかにした。

松島泰勝(龍谷大学・ゆいまーる琉球の自治)は「人民の自己決定権と沖縄の脱植民地化」と題して次のような報告を行った。松島は近現代における日米両国による沖縄の植民地支配、今日的課題としての沖縄の植民地問題について歴史的、政治経済的に論じたのち、脱植民地化のために沖縄人が有する自己決定権の行使方法を特に国連脱植民地化委員会に焦点をあてて具体的に明らかにし、沖縄問題が人民の自決権行使に関する国際的な問題であることを指摘した。

金子氏はご自身の沖縄との関係について述べるとともに欧州統合にともなう諸問題と関連させる形で沖縄における人民の自己決定権の行使に関してコメントを行った。また会場からは、国連脱植民地化特別委員会における脱植民地化の選択肢の一つである自由連合国の問題性、独立に関して統一的意思が沖縄側にあるのかどうか、沖縄において自己決定権の行使に関してどのような運動があるのか等の質問が出され、上村氏からは COP10 における尖閣列島のコモンス化という台湾原住民からの提案についての紹介があった。

(松島泰勝)

**部会V：対テロ世界戦争と悪化する人権状況**

(企画担当：「平和運動」分科会)

**司会・コーディネーター：木村朗（鹿児島大学）****パネラー****天木直人（元レバノン大使・外交官）****成澤宗男（『週刊金曜日』企画委員）****伊藤和子（ヒューマン・ライツ・ナウ事務局長）****北沢洋子（アジア太平洋資料センター）**

本部会は、平和運動分科会を拡大する形で開催された。主要なテーマは「対テロ世界戦争と悪化する人権状況」であり、パネラーは天木直人氏、成澤宗男氏、伊藤和子氏、北沢洋子会員の4人の方で、コーディネーター役を木村朗（鹿児島大学）が務めた。

2001年の9・11事件を契機に米国は、自国の安全・国益のためには国連の権威や同盟国の意思、他国の主権を躊躇なく無視して行動し、自国民の一部も含む世界の人々の人権を勝手に制限することも構わないという形で「帝国化」した。そして、ブッシュ政権の巧みな情報操作によってテロへの恐怖やイスラムへの偏見を一方的に煽られた米国民も、日常生活への不安から国際法秩序や憲法秩序を破壊して暴走する自国政府を支持することになった。

米国が一方的に「テロ（支援）国家」と断定する形でアフガニスタン、イラク両国における二つの戦争が始められ、その対テロ戦争（「テロとの戦い」）は2009年1月に新たに登場したオバマ政権によっても継承され、隣国パキスタンを巻き込みながら泥沼化の様相を呈する形で今日にいたっている。また、国内においてブッシュ政権が最初に手をつけたのは、テロ対策の強化に名を借りた情報統制と人権侵害であった。9・11事件直後に、テロ実行の協議やテロ活動への支援をも取り締まりの対象とした「愛国者法（Patriot Act）」を成立させ、その結果、テロ関与の疑いがあると当局が判断した移民・外国人の拘留期限を延長し、図書館や書店での個人の読書傾向の捜査、通信の傍受や携帯電話・Eメール記録等の強制的な開示が可能となり、オバマ政権となった以降も継続・強化されている。

そこで本部会では、このような9・11事件以降の対テロ戦争（「テロとの戦い」）の下で急速に悪化する人権侵害の実情を取り上げ、その特徴と問題点を明らかに

するとともに、いかにそれらの問題に対処すべきか、といった点についても検討を行った。

天木直人氏は元外交官としての原点であった南アフリカの黒人隔離政策やレバノン大使としてパレスチナ問題に直面した経験をふまえて、米国の中東政策の不条理を告発するとともに、「米国と軍事協力関係を維持し続ける限り日本の未来はない」として対米自立の必要性を訴えた（『さらば日米同盟』講談社を参照）。次に成澤宗男氏は、ブッシュ第一期政権時代から開始され、オバマ現政権で継続されている「対テロ戦争」を取り上げ、「9・11」事件の犯人の不特定性、米国政府による立証責任の放棄、「不朽の自由作戦」の「9・11」との無関係性を指摘し、その欺瞞性と虚構性を明らかにするとともに、それを大義名分とした武力行使の不当性を強調した。そして、伊藤和子氏は、「テロ」「テロリズム」の定義の曖昧性を指摘するとともに、ブッシュ政権が発動した「テロとの戦い」の下で、「戦時捕虜」でも「刑事犯」でもない「敵性戦闘員」という新しい概念が創出されて「テロリスト」容疑者に通常の人権規定は適用されないことになったこと、またそうした人々がグアンタナモ基地などに無期限で収容されて深刻な人権侵害状況下におかれている実態を明らかにした。最後に、北沢洋子会員が、「テロリズム」についての国際的定義はないことを指摘した上で、9・11以降、CIAが「テロ容疑者」を第三国に引渡し（Rendition）し、拷問によって“自白”を強制しているという実態があることを明白にした。さらに、会場の藤田幸久会員（参議院議員）から、日本の国会の状況と国際平和協力活動について貴重な発言があった。その後、その他の参加者を交えて活発な質疑討論が行われ、実り多い部会となった。

(木村朗)

**分科会報告****憲法と平和**

テーマ：いま百里基地訴訟について考える

司会：河上暁弘（広島市立大学）

報告：古関彰一（獨協大学）「百里開拓農民と平和憲法」

報告：浦田賢治（早稲田大学）「いま百里基地訴訟を振り返る：平和的生存権論を中心に」

百里基地訴訟は、自衛隊基地建設用地買収をめぐる民事事件であり、著名な憲法裁判でもある。国（防衛庁）が茨城県百里原に基地建設を計画し、土地の入手を進めていた当時、当初は地主と地元の基地反対同盟員との間で土地売買契約が締結されていたが、売買代金残金の一部が不払いであるとして債務不履行を理由に地主側に

より解約され、土地を国に売り渡した。そこで、元の地主及び国により反対同盟員を相手として所有権移転登記と仮登記の抹消、および国の所有権確認の本訴等が提起された。憲法上の主な争点は、①国による本件売買契約締結は、憲法98条1項「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務

に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と言うところの「国務に関するその他の行為」に当たり、憲法 9 条に反し無効となるかどうか、②憲法が直接適用されないとしても、平和的生存権を侵害するものであって、民法 90 条の「公序良俗」違反で無効となるかどうか、といった点である。これに対して、裁判所は、三審ともに、反対同盟員側の主張を基本的に退け、敗訴させた。提訴より実に 31 年にわたる訴訟である。

本分科会では、あらためて、この訴訟をとり上げ、当時の状況や論点を振り返るとともに、今日の基地訴訟や平和構築にとっての意義などを探った。

報告者のうち、一方の古関教授は、憲法制定過程の実証的な研究で知られるが、当時は、大学在学中で、訴訟支援のため、約 10 年にわたり、援農をしながら百里に通い、著書『基地百里』（汐文社、1977 年）をまとめてもいる。もう一方の浦田名誉教授は、当時助教授就任直後であったが、急遽訴訟に関わることとなり、上記論点②の鑑定意見を法廷に提出。訴訟を理論面で支援した当事者でもある。

古関教授の報告は、当時の状況を詳細に振り返りながら、訴訟の背景にある事実（百里農民の生活体験、自衛隊の用地買収の実態など）をえぐり出す、きわめて具体性と臨場感に富むものであった。本訴訟は、国の私法行為が 9 条違反になるかが争われた訴訟という形式的な面ばかりが目立されやすいが、むしろ実態は、国がいかに農民たちを追い込んで土地を売らざるを得ない現実を作り出してきたか、とくに、訴訟当事者である地主が過去に行った抗議デモ・土地への立ち入りをとりあげ逮捕することをほめかすなどして土地を売るように執拗に説得してくる公安警察や防衛施設庁による圧力、基地工作費による「買収」工作の激烈なあり方が詳述され、憲法違反の国の公権力行使の実態が明らかにされたこ

とが印象深い。

また、浦田名誉教授の報告は、主として、当時及びその後発展した平和的生存権論の分析を中心に本訴訟の意義を振り返るものであった。自衛隊違憲判決と史上初めて平和的生存権の主張を認めたことで世に知られる長沼訴訟第 1 審判決（1973 年 9 月 7 日）と同時期に（作成上はそれより早い時期から）、百里基地訴訟でも平和的生存権論がまさに浦田名誉教授により展開されていたのだが、その特徴は、①平和的生存権は、9 条によって現実的に保障されるにしても、直接的には前文第二段が根拠となること、②権利の主体には日本国民個人だけでなく世界の諸民族が含まれること、③公権力の軍事目的追求によって平和的経済関係が圧迫されない権利や公権力による違憲の方策への抵抗についての違法性阻却（抵抗権）などが権利内容の具体例として挙げできることであったとされた。さらに、その後自衛隊イラク参戦市民訴訟での証言などを通じて発展させた、自身の平和的生存権論なども詳述され、その他、今日、地球立憲主義が国際的なソフトローとして力を発揮すべき時代にあることなどが指摘された。

その後、討論を通じて、自衛隊違憲訴訟である恵庭、長沼、百里訴訟がともに基地化に反対する農民の訴訟であったことに鑑み、「社会的共通資本」（宇沢弘文）でもあるはずの「農の営み」が衰退して都市化するとともに、沖縄を除き、基地訴訟のあり方も、都市市民型の訴訟に変化してきたことの意味、具体的なことを通じて平和を考えることの意義、敗訴後の今もなお農民たちは弁護団とともに「く」の字に曲がった滑走路を引きずる百里基地での反対運動を継続してきたことの歴史の重みなどについて、あらためて考えさせられる分科会となった。活字化しないことが実に惜しまれる重厚な報告であったことを最後に記しておきたいと思う。

（河上暁弘）

## 軍縮と安全保障

司会：佐渡紀子（広島修道大学）

報告：黒崎輝（福島大学）「日本の『核の傘』依存政策の再考：歴史と政策分析の視角から」

オバマ米大統領のブラハ演説や、核セキュリティサミットの開催、また核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）の開催など、核兵器をめぐる様々な発言やイニシアチブを受け、核拡散や核抑止論への関心が近年特に高まっている。このような時機をとらえ秋季研究集会では、黒崎輝会員（福島大学）が「日本の『核の傘』依存政策の再考：歴史と政策分析の視角から」と題した報告を行い、20 名強の参加者とともに、活発な質疑、意見交換を行った。以下に、報告と質疑の概要を報告する。

黒崎報告は、日本の核の傘依存政策を批判的かつ多角的に分析することで、核の傘依存のあり方について議論を深めることが可能な政治環境が整いつつあること、並びに、核の傘依存を支える日本政府の政策論の問題点を指摘することを試みるものであった。

報告はまず、55 年体制下では、日米安全保障条約堅持を主張する保守政党と、日米安保反対を主張する革新政党が対立していたことで、日米安保と核問題を切り離れた議論が不可能であったことに注目した。黒崎報告は、

ともに日米安保堅持を主張する民主党と自民党が政治の主流の担う状況になった今日、日米安保を前提にした核の傘論議の環境が整ったと指摘する。

日本の核の傘依存政策は、米国の「計算された曖昧さ」政策を受容し、核抑止力を損なうという視点から、核の先制不使用を支持しないというものである。黒崎会員は次に、日本のこの核の傘依存政策がよってたつ暗黙の前提に対し、批判的に検討を加えた。報告は、米国の核の傘が機能するためには「威嚇の信憑性」と「保証の信憑性」がともに必要であると整理し、それぞれの限界を指摘する。まず前者に関して、核使用に関する政治的・軍事的制約から米国は核を容易には使用できないと相手国が判断し、米国の威嚇を信じない可能性があるとした。また後者に関しては、冷戦期のソ連による先制不使用政策や今日の中国による先制不使用政策が、必ずしも対立関係にある諸国の信頼を得ていないと指摘し、「保証の信憑性」を確保することの困難を指摘した。

以上の分析から黒崎会員は、日本の核の傘依存政策は米国の「威嚇」と「保証」の信憑性がともに必要である

が、そのいずれも信頼性が低いという問題を内在していると結論づけた。あわせて核の傘依存政策は核使用の敷居を下げてしまうという「誓約の罫」のリスクを負っているとも指摘した。

以上の報告に続いて、活発な質疑・意見交換がなされた。例えば、「威嚇の信憑性」と「保証の信憑性」について、抑止の対象を軍事攻撃に限定するのであれば、「威嚇の信憑性」に焦点を当てることで足り、抑止の対象を核兵器開発など広義にとらえる場合に「保証の信憑

性」が問題になるとして、両者を区別して分析することの意義が指摘された。また、抑止の効果や信頼性を問う場合、軍事力が非対称の国家間での抑止と、おおよそ均衡状態にある国家間の抑止を区別すべきという視点も提起された。また、中東地域を念頭に、共存を許容しえない国家間での抑止の可能性や、北東アジア地域を念頭において「保証」内容をどこまで広げることが望ましいのかといった、具体的政策課題へも議論が展開した。

(佐渡紀子)

## 市民と平和

テーマ「ヘイト・クライムとレイシズム」

司会：越田清和（さっぽろ自由学校「遊」）

問題提起：佐伯奈津子（関東学院大学）

討論：内海愛子（早稲田大学）

この分科会は、ここ数年の間で日本社会に広がった「在日特権を許さない市民の会（在特会）」のような新しい右翼運動と排外ナショナリズムについて、平和学は、1) その背景や広がりや原因、運動の主体などをどう分析するのか、2) その上で、このような排外主義に対して、どう対応・批判・対抗していくのか、を議論することを目的にした。

佐伯奈津子さんは、在特会の街頭活動（埼玉県蕨市での「カルデロン一家追い出しデモ」や秋葉原での「反中国」デモ、朝鮮学校への脅しなど）などの映像を紹介した。こうした新しい右翼運動がこれまでの右翼のイメージ（黒い街宣車や戦闘服、角刈りなど）とは違い、「市民運動」的なスタイルをとり、そこに参加する人たちも「職業右翼」だけではないこと、排外主義的主張は 2 チャンネルやチャンネル桜などネットの中でも影響力を持っていること、を紹介した。

討論者の内海愛子さんは、在特会のような動きは、戦後日本社会が一貫してもってきた在日外国人を排除・同化するという姿勢や政策の延長線上に出てきたものだ、と話した。

在日朝鮮人など「旧植民地」出身者については、1945 年までは「外地戸籍」をもつ日本国民としていた。しかし敗戦によって、「外地戸籍」者については選挙権はく奪や遺族手当などの補償対象からの除外を行なう。そして 1952 年のサンフランシスコ講和条約発効の直前に、日本国籍をはく奪する。しかし、戦犯とされた在日朝鮮人は「当時は日本国籍」だったという理由で有罪となる。このように日本国家は、在日外国人を、自分の都合によ

って使い捨ててきた。このような排外主義的な政策が今も変わらず続いている土壌の上に、移住労働者や「在日」をターゲットにして憎悪をあおる「ヘイト・クライム」が広がっている。この動きに対して、怖がらずに、声を挙げていくことが平和学に求められている。

その後、議論に移る。参加者が 10 人前後（半数が学生）と少なかったこともあり、みんなから、「在特会」のような運動についての感想などを話してもらった。平和学会に関わるような学生にとって、排外主義的な主張は理解しにくいことのようにだった。

もう一つ議論になったのは、在特会のような個人攻撃を含む挑発的な街頭行動をどう規制していくのかという問題だ。警察に頼って規制するだけでは、「表現の自由」一般の規制につながる可能性も高い。人種差別撤廃条約の批准あたって、日本政府は、人種差別の扇動を刑法上の犯罪として処罰する条約第 4 条 (a)、(b) を留保したが、その留保をやめて、人種差別撤廃条約に基づき、外国人入国基本法、民族差別撤廃法を制定し、「ヘイト・クライム」を取り締まる必要がある。

平和学会の直後に横浜で行なわれた APEC 首脳会議でも、「反中国」デモに多くの人が集まった。マス・メディアも、この「反中国」デモと APEC に異議を唱えるデモと一緒に「市民によるデモ」と報じることが多い。いま日本社会で広がる排外主義的なナショナリズムに対して、平和学が、あるいは平和学会員の一人ひとりがどう批判していくか。その緊急性を痛感した分科会だった。

(越田清和)

## 環境・平和

司会：安部雪乃（広島大学大学院生）

報告：伊藤哲司（茨城大学）「津波被災地における“明るい人々”を支えるもの：タイ・プーケットの共同体と死生観」

討論：笠井賢紀（慶應義塾大学）

伊藤哲司会員による報告では、2004 年に起こったスマトラ沖大地震の人びとへの被害(トラウマ)とトラウマへのケアの人びとについて心理学の観点から考察と検討が行なわれた。

大地震発生後、茨城大学で結成された調査団による調査で、社会心理学の専門家として参加した伊藤会員が目

の当たりにしたのは、インタビュー時に見せる人びとの“明るさ”であった。数回にわたりタイのプーケットで被災者へのインタビューを重ねた伊藤会員は、人びとの語りの“明るさ”が、避難先で共同体的な人びとのつながりが切れておらず、人びとによる支えあいが誰一人として被災者を孤立させていないことが、人びとが「生き

る力」を失わずにいられる理由であると感じ取ったのである。

伊藤会員は、キャシー・カルスを引き合いに出しつつ、トラウマとは、悲惨な経験そのものから受けるショックではなく、説明がつかないところに由来すると定義する。それ故に、ある種の納得が出来たときに、人はトラウマから解放されるのである。この際に、トラウマを乗り越えるのに重要な役割を果たすのが共同体の中での支えあいであると伊藤会員は指摘する。

伊藤会員は、継続的に行なったインタビュー調査の様子や内容を紹介しつつ、この点についてその詳細を明らかにした。タイの場合には、人びとの間に、死に対して理念的な一種の死生観が根付いており、こうしたものが、津波被害を過去のこととして風化させることを促進しているように見え、むしろ語らない方が生きる力につながるようであった。そして、村の占い師であり相談役の女性と彼女と同居している娘を失った一人の女性との間の関係を事例に出しつつ、他者による「心のケア」のあり方について伊藤会員は考察を行なった。占い師は、深い悲しみにいる女性の傍らに寄り添い、女性はこの占い師に支えられ、安寧を図っている様子を取上げつつ、このような場に、外部からの「心の専門家」が直接活躍できる余地はあまりなく、他人の悲しみを「理解」することと

は、何より悲しみがそこにあることに気がつき、この発する場を持たない声なき声を隣人としてその人の傍らにたざずんだときに、初めて理解できるのであると結論付けた。そして、こうした災害後に「生きる力」を支えるもの（生き残った人たちがトラウマを乗り越えていくもの）が用意されているかが重要であり、平和学の課題の一つであると問題提起し、締めくくった。

それに対し、討論者の笠井会員からは、外部者あるいは外部者である研究者の役割、共同体や死生観の再生にどう関わるのかといった論点が出された。

続いて、質疑応答では、まず、タイのほかの地域の状況やインタビューした人のその後の生活に関する質問が出た。また、被災地の仮設住宅における設置の方法（共同体を残すような形だったのかどうか）やリーダー、意思疎通・決定・分配を担う仕組みの有無、あるいは修復が、人びとのトラウマからの開放へとつながったのではないかと質問が出され、それについて活発に議論が行なわれた。さらに、被害への対応について、商売によって復興の度合いが違うのではないかと、あるいは、人為災害と自然災害とでは、トラウマのあり方に違いがあるのではないかとといった質問も出され、今後も続く伊藤会員の研究に貢献する有意義な議論が行なわれた。

(安部雪乃)

## 平和と芸術

責任者：奥本京子（大阪女学院大学）

2010年秋季研究集会では当分科会の開催が叶わなかったため報告を掲載することはできないが、以下に分科会の今後の展望のための問題提起をしておきたい。

芸術家・研究者の中には、平和創造のために活躍する人々がいる。しかし、平和学の立場から、これらの活動・研究を捉えることは未だ十分ではない。では、平和と芸術の結合を阻む要素は何であろうか。〈芸術家〉の世界と、〈平和家(平和ワーカー)〉の世界の乖離について、演劇というジャンルを通して、ガルトゥングは次のように述べている。「良い劇作家は、これ[共有されている信念の原理を明らかにすること]を演劇のテーマとして誰よりも上手に活用し、両者[敵対する紛争当事者]に分かちあわせることができるであろう。しかし、そうしたことに精通する者は、大抵、劇作などしないし、政治に関連する演劇を書く者は、政治、とくに世界政治について無知である。劇作家は登場人物である人間に関心をもちすぎる、つまりマイクロ・レベルに執着しすぎるのであろう。」

(Johan Galtung, *Transcend and Transform*.)

Paradigm Publishers, 2004.) これは、平和ワークにおける芸術アプローチが希少であることの一つの理由を指している。劇作家の多くが、マイクロ・レベルにしか関心を持たないという分析も、あながち的外れではないであろう。国際政治や国家間・地域間の問題に関心をもつ

劇作家・芸術家が少ないとすれば、それは社会にとって大問題である。芸術家は、人間的な側面を扱うと同時に、社会的なテーマを扱う責任がある。また反対に、社会的なテーマを扱う作品ほど、その人間的な背景を尊重する必要がある（平田オリザ『演技と演出』講談社、2004）。

当分科会では、その両者（社会性と人間性）が相まって作用し、自由で民主的な社会を構築するために、われわれ市民の保持する芸術家的機能について検討したい。紛争を平和的転換するための芸術の姿の模索が不十分で、われわれが芸術を通して平和ワークを推進する主体となるには長い道のりが必要である。しかし、思考停止せずに創造的な対話の姿勢を保持することは平和学に不可欠であり、それは芸術によっても培われるであろう。芸術的要素を持った平和ワーカーのあり方を模索するためにも、当分科会が果たす役割は小さくない。平和研究・平和教育・平和活動等をつなぎ、市民が連帯していくために、芸術を考察・実践するこの場を活用して頂きたい。多様な内容・形式の報告を歓迎する。希望者は、電子メールにて、okumoto@wilmina.ac.jp までご連絡下さい。

(奥本京子)

## 非暴力

司会：松本孚（相模女子大学）

報告：金恵玉（立命館大学大学院）「非暴力実践運動のやり方：韓国とコスタリカの事例を踏まえて」

前回は、「平和教育」分科会との合同で、コンフリクト・レゾリューションについての報告があったが、今回

は、「非暴力分科会」単独で、11月6日の13時から15時までの2時間に渡って、金恵玉会員から、非暴力直

接行動について、主に韓国の事例と、コスタリカの事例を紹介しながらの報告と、出席者全員によるディスカッションが行われた。

報告は、「非暴力とは？」から始まり、マハトマ・ガンジーやマーティン・ルーサー・キング牧師を通して非暴力の意味についてお話があった。特に G・シャープについては、非暴力実践（行動）の方法と必要性との関連で詳しく説明があった。G・シャープによる非暴力実践の 198 の方法について、(1)非暴力的な抗議（示威）と説得、(2)社会的非協力の方法、(3)経済的非協力（ボイコット）、(4)経済的非協力（ストライキ）、(5)政治的非協力の方法、(6)非暴力的介入の方法、の六つに分けて詳しく説明があった。

次に、ジョージ・レイキーによる非暴力実践（行動）の適用の範囲と非暴力実践において大衆闘争運動へ至る段階的方法について、具体的に説明があった。これらを踏まえて、いよいよ韓国における非暴力直接行動の事例の紹介へと入っていった。まず韓国のろうそく集会（デモ）の 2000 年代の事例を、2002 年のろうそく集会から始まって 2003 年、2004 年、2005 年、2006 年と年ごとに掲げられたテーマと共に運動の流れに沿って紹介してくれた。そして、2008 年のろうそく集会の事例については、(1)ろうそく集会の原因（背景）、(2)ろうそく集会の特徴、(3)ろうそく集会の限界、(4)ろうそく集会の成果、(5)ろうそく集会の課題、の順に PC によるデモの様子を示す写真などを交えて具体的な説明があった。さらに、この韓国で行われたろうそく集会の中で使われた非暴力実践方法の例を、13 項目に分けて紹介してくれた。たとえば、ろうそく集会を生放送する TV に市民たちが資金援助する実践方法、集会に参加する市民たちに、一般市民たちが、漢方薬、ラーメン、海苔巻、水、パン、果物などの食料を無料で提供する実

践、母親たちが赤ちゃんを乗せたベビーカーを押してデモ行進する実践等がとても印象的であった。

最後に、コスタリカにおける非暴力実践の事例を紹介してくれた。先ずコスタリカ大学の平和芸術の教育について紹介があり、次にコスタリカにおける非暴力直接行動の特徴として、芸術活動を通して学ぶこと、平和芸術の活動を子どもたちと共に行うこと、アートの表現力の養成、芸術文化運動に結び付いた平和運動、表現アートセラピーを含んでいること、模擬選挙などの実践的な体験学習型教育、等について説明があった。また暴力的な小学生に対して非暴力教育を成功させた例として、リンコン・グランデ小学校とラカルピオ小学校の事例についても触れられた。

また、他ではあまり触れられていないコスタリカにおける非平和的問題点や限界として、(1)女性への暴力、児童虐待、家庭内暴力の問題、(2)先住民と難民、移民の問題、(3)犯罪の増加と政治不信、銃犯罪の増加の問題、(4)新自由主義とグローバル政策による貧困の問題、(5)環境政策の矛盾の問題、などについて簡単な説明があった。

報告にかなり時間を要したため質疑応答やディスカッションの時間に若干食い込んでしまったが、活発な討論が行われた。現在の韓国の状況についてはどうなのかという質問に対し、今は政権が代わって法律も変わったので、かつてのような運動の広がりには生じていないとお話だったようである。

ところで、今回は時間がなくて出席者に伝えることができなかったので、この場を借りてお願いがあります。誰か非暴力分科会の責任者を代わって頂ける方がいらっしゃいましたら御連絡頂ければ助かります。どうぞよろしくお願い致します。

(松本学)

## 平和教育

司会：竹内久顕（東京女子大学）

報告：室井美稚子（清泉女学院大学）「和解の方法 SABONA プロジェクトの日本における導入」

討論：杉田明宏（大東文化大学）

本年度春季研究大会では、「平和教育」「非暴力」分科会合同で、「平和の文化をつくる方法の検討」とのテーマをたて、「紛争解決教育」の理論と実践に関する報告と「平和の文化」に関わる自治体の試みに関する報告を取り上げた。今回は、「平和教育」単独の分科会ではあったが、テーマは春季大会と継続するもので、コンフリクト解決の実践的取り組みである「SABONA プロジェクト」のワークショップを取り入れた報告であった。

「SABONA プロジェクト」は、ガルトウングの考案によるもので、国家間等のマクロのコンフリクトの調停を日常生活や教育にも応用すべく、近年立ち上げられたものである。ノルウェーの小学校や成人教育の場等で取り組まれており、平和な文化を創り出すために、対立を解決、転換する発想を持つことを重視し、子どもたちにその方法を身につけてもらうことを目的とした活動である。次のような方法で行なわれる。「SABONA マット」と呼ばれる 4 象限に区切られたマットを用意する。各象限は、「ポジティブな未来(a)」「ネガティブな未

来(b)」「ポジティブな過去(c)」「ネガティブな過去(d)」を意味し、あるコンフリクトの事例に対し、4 象限のいずれかのマット上に立ち、象限を移動しながら対話を進める。このプロセスで、対立している個人やグループの関係性について考えることで、対立を変容させることを狙った試みである（ガルトウングは、 $a \rightarrow d \rightarrow c \rightarrow b$  の順番での対話を奨めているとのことであった）。例えば、関係のこじれた友人同士という設定で、「楽しい将来があり得るはずなのに(a)」→「こんな嫌なことが続出した(d)」→「しかし、こういう楽しい思い出もあった(c)」→「このままこじれたら辛い未来しか訪れない(b)」といった手順で対話を進めることで、お互いの関係性を見直していこうというものである。ワークショップでは、分科会参加者がグループに分かれて何らかのコンフリクトを設定し「SABONA マット」の手順で対話を進めるアクティビティを体験した。近年の日中間対立の事例等に関するアクティビティはうまく進められたが、元「慰安婦」の女性と日本の右翼の対立を設定したグルー

ブからは、a と d はできるが c で行き詰ってしまう点が指摘された。「SABONA プロジェクト」が活用できるコンフリクトとそうでないものを見極めるための理論的検討が必要であろう。

「SABONA プロジェクト」は子ども同士のけんかなどの日常レベルでのコンフリクト転換には有効だろうが、国家間紛争のようなマクロレベルでどこまで有効なのかは討論の中で指摘された。ガルトゥングの紛争解決理論・実践ではマクロレベルとミクロレベルのコンフリクトの共通性に視点を置いた解決・転換の方法が論じら

れているが、国際政治学や国際法学の議論でこうした理論構築がどこまで受け入れられるか。「SABONA プロジェクト」は日本ではまだ紹介され始めたばかりだが、ガルトゥング理論の有効性も含めて、その方法論を教育実践に応用する際に解決すべき課題は多い。それだけに、新たな可能性を持つ実践へと展開する余地は大きいとも言えよう。現在、「SABONA プロジェクト」に関する英語文献の邦訳の準備が進められているとのこと、期待したい。

(竹内久顕)

## 公共性と平和

司会：宮脇昇（立命館大学）

報告：杉浦功一（和洋女子大学）「開発援助におけるデモクラシー」

討論：高橋良輔（佐賀大学）

公共性と平和分科会では、杉浦功一会員（和洋女子大）が「開発援助におけるデモクラシー」と題して報告を行った。その趣旨は下記の通りである。

国連ミレニアム開発目標（MDGs）でも示されるように、経済開発・平和・デモクラシーはいわば三位一体として冷戦終結後の国際開発援助の主要目標となってきた。しかし、国際的な認識の高まりにもかかわらず、経済開発や平和構築に比べ、民主化支援は未発達であり、開発援助で主流化が進むガバナンス支援との関係も含めて、開発援助におけるデモクラシーの位置づけはまだまだ不明瞭である。そこで実際の援助政策の策定段階において、民主化支援の範囲や方法などの多くの点をめぐって開発援助コミュニティ内ではコンセンサスが形成されていない。その原因としては、デモクラシーの概念自体にまだに残るあいまいさや、デモクラシーを扱うことによる内政干渉への恐れ、政治的により無難とみられるガバナンス概念の主流化、特に二国間援助機関での国益への配慮などが考えられる。

この報告に対して、討論者の高橋良輔会員（佐賀大）より、デモクラシーの統一の定義が定まらないところでの議論の困難さをふまえた上で、①経済発展と民主化のいずれが先行するのか、②アフリカでは冷戦期にガバ

ンスがある程度保たれていたが冷戦後に民主化が進んだ結果ガバナンスのレベルが低下したことをもとに、デモクラシーとガバナンスの関係をどのようにとらえるのか、③市民社会強化という観点から NGO の役割をどのように評価するか、という 3 点が問題提起された。それに対して、杉浦会員は、①実証的には不確定だが、中間層の動向を見ることが重要である、②ボツワナや南アフリカの事例をみるとデモクラシーとガバナンスの双方とも改善されている、③NGO への支援と民主化支援は必ずしも同一ではない、旨述べた。

その後のフロアをまじえた討論も活発であった。内政干渉批判と分散化・要素化の関係の視点の重要性、先進国の「援助疲れ」がこの問題の契機となっているのではないかと指摘、市場経済の政治的機能への信奉の相対化と政治的機能が働く条件、アフリカにおいて民主化を受け入れる側の動機、デモクラシーが経済発展を阻害している事例をふまえて文化構造を把握した援助プランづくりの必要性、経済制度論において民主化論をどのように位置づけるか、などの点から質疑・議論が行われ、充実した分科会となった。

(宮脇昇)

## ジェノサイド研究

司会：石田勇治（東京大学）

報告：澤正輝（早稲田大学大学院政治学研究科・博士課程）「ジェノサイドに関する研究史の検討：ジェノサイド予防に向けた学術的運動の広がり」

コメントーター：増田好純（東京大学）

本分科会では、過去 2 回に引き続いてジェノサイド予防をテーマとし、ジェノサイドの克服に向けた研究史とジェノサイド教育の事例について論じた澤正輝氏の報告を中心に討議を行った。

まず、ジェノサイド研究の展開に言及した澤氏は、オランダ出身の法学者レムキンがジェノサイド概念を考案した 1940 年代の成立期、1970 年代後半以降の揺籃期を経て、1990 年代半ば以降に飛躍的な発展を遂げたものの、現在は第一にジェノサイドとは何か、第二にいかにしてそれを予防するかをめぐって研究者の間に意見の対立が見られ、ジェノサイド研究は成熟に向けた過渡期にあるとする見解を示した。

澤氏によれば、二つの論点うち第一のジェノサイド概念をめぐる論争は、(1)ジェノサイドを行う意図とは何を指すのか、(2)集団を抹殺する主体は誰（何）か、(3)抹殺の対象となる集団とは何か、(4)抹殺とは何を意味するのか、という 4 つの問いに整理することができる。また第二のジェノサイド予防の方法については、早期警報システムと政策決定者へのロビー活動に力点を置く「対処型」と、平等や貧困といったジェノサイドの根本的な社会要因を取り除くことを重視する「根治型」の二つのアプローチが存在する。

澤氏は、これら二つのアプローチを結び合わせて理論化を図っていくことが、持続可能なジェノサイド予防に



向けた課題であると述べ、そのためにまず、なぜジェノサイドが起きたのか、なぜそれを防げなかったのかという二つの問いを区別すること、まだ蓄積の少ない「根治型」アプローチをめぐる議論を積み重ねていくこと、紛争研究や暴力研究などの隣接分野との結合を図ること、が必要であると指摘した。そして最後に、「根治型」アプローチに寄与する活動としてジェノサイド教育に焦点をあて、北米とカンボジアの事例について検討した。とりわけ、2004年にカンボジアのNGO「カンボジア資料センター（DC-Cam）」が中心となって発足させた「ジェノサイド教育プロジェクト」は、教師および高校生向けの教材開発や、教師を対象とする定期研修などを実施しており、ジェノサイドを経験した国におけるジェノサイド教育の試みとして注目されている。

報告を踏まえてコメンテーターの増田氏は、膨大な蓄積と広がりをもつジェノサイド研究を分析し、予防に資する研究の方向性を探ろうとする澤氏の研究が意欲的で高い意義を有していること、カンボジアの事例は西欧中心主義的な視点を修正し得るものであることなどを指摘し、ホロコースト研究の発展について補足的な説明を行った。その後、増田氏の質問に対して澤氏は、ジェノサイド研究を促進した要因の例として、北米で1970年代初頭に行われた学校教育のカリキュラム改革によって、ジェノサイドや人権がテーマ化されるようになったこと、冷戦終結後の国際社会で人権侵害への関心が高まったことなどを挙げた。また、ジェノサイドの比較研究に対する各国の学会の姿勢については、ホロコーストの経験をもつドイツが慎重であるのに対して、カンボジア、南米諸国などは積極的であるという違いがあると答

えた。

続いて行われた討論ではこのほかに、ジェノサイド研究においてホロコーストが特権的な地位を占めていることがはらむ問題性や、中東や東アジアなどの事例も含めた網羅的な比較研究を行う必要性などが指摘された。また、日本におけるジェノサイド教育のあり方について澤氏は、公教育に導入するよりも、NPOやNGOを設立して実践的な場を設ける方が適切ではないかという見方を示している。

今回の分科会では、澤氏の報告をはじめ、ジェノサイド研究の発展過程や論点、対立軸が分かりやすく提示され、ジェノサイド研究の全体的な動向を理解することができた。ジェノサイド教育プログラムの開発という実践的な目標をもって研究に取り組まれている同氏の姿勢が、非常に印象的だった。現在も被害者や加害者の人びとが共存する社会のなかで、自国で起きた大規模なジェノサイドに関する教育を行うという困難な課題に取り組むカンボジアのプロジェクトは、先駆的で大変興味深い。それに注目すると同時に、日本におけるジェノサイド教育のあり方を模索していくこと、その際、日本を含む先進国と世界各地で起きているジェノサイドとのつながりをどのように示すか、あるいは、日本が過去に行った侵略戦争や植民地支配のもとで行われた暴力や、近現代の社会における少数派の人びとへの差別や人権侵害などのテーマをどのように取り込んでいくのかなどについても考慮することが、ジェノサイド研究の重要な課題であると感じた。

(福永美和子)

## 地区研究会報告

### 関東地区

#### 1. 第2回ポストドク研究者の発表

2010年4月23日(土)11時より早稲田大学にて

司会：堀芳枝(恵泉女学園大学)

①報告：岩木秀樹(創価大学非常勤講師)「オスマン帝国解体からみたトルコのEU加盟問題とバルカン戦争：オスマン・イスラーム帝国からトルコ・国民国家、そしてEUへ」

討論：堀芳枝(恵泉女学園大学)

②報告：大藤文加(津田塾大学大学院)「第三回WTO閣僚会議に対する『反WTO』運動」

討論：五野井郁夫(立教大学)

③報告：竹内裕樹(上智大学大学院)「アメリカの民主化政策とニカラグアへの影響」

討論：平田准也(早稲田大学)

#### 2. 昨年の活動は以下のとおりである。

##### (1)ポストドク研究者による研究会

2010年12月18日(土)午後1~5時、早稲田大学

司会：堀芳枝(恵泉女学園大学)

①報告：小松寛(早稲田大学社会科学部助手)「沖繩帰属議論における日本復帰派のナショナル・アイデンティティ」

討論：上地聡子(早稲田大学国際教養学部助手)

②報告：平田准也(早稲田大学平和学研究所客員研究員)

「冷戦後アメリカの対北朝鮮外交：クリントン政権期を中心に」

討論：高賢来(東京大学大学院総合文化研究科博士課程)

③報告：上原史子(成蹊・東京女子大学非常勤講師)「ヨーロッパ気候変動問題」

討論：大隈宏(成城大学)

④報告：五野井郁夫(立教大学法学部政治学科助教)「グローバル・ジャスティス運動」

討論：前田幸男(国際基督教大学社会科学研究所助手)

(2)「山口県における原子力発電所建設問題と生物多様性」の研究会(環境・平和研究会との共催)

2010年11月20日(土)午後2~5時、立教大学

報告：安溪遊地(山口県立大学)「上関原発予定地の自然の価値を考える」

今年度も12月頃に博士課程・ポストドクの若手の報告会を実施したいと思います。ご希望の方は8月31日までに堀芳枝(y-hori@keisen.ac.jp)にご連絡ください。また、その他の企画提案・報告希望も受けつけます。上

記メールアドレスにご相談ください。

(堀芳枝)

## 中部・北陸地区

中部・北陸地区研究会を2011年6月3日(金)新潟国際情報大学(新潟市内)にて開催します。これは6月4～5日に開催される2011年度日本平和学会春季研究大会のプレセッションとして、行われるものです。

若手研究者の育成を目的とし、発表機会の限られる若手研究者が業績発表の機会を持ち、研究交流を深められればと願っています。

発表は中部・北陸地区の方が中心となりますが、地区を問わず、中堅、シニアの方、発表されない方にも参加いただき、ぜひ会を盛り上げていただけると幸いです。当日の飛び入り参加も歓迎いたします。

日時：6月3日(金)午後1時半～4時半

場所：新潟国際情報大学中央キャンパス(新潟県新潟市中央区上大川前通7番町1169番地、教室は当日掲示)

(佐竹眞明)

## 関西地区

2010年度後期の関西地区研究会は、11月27日(土)、神戸大学梅田インテリジェントラボラトリにおいて開催された。昨年に引き続き若手研究者の育成を目的とした2報告が立てられたほか、今回は石田淳会長(東京大学)による基調報告が併せて行われた。3報告の題目はそれぞれ個別に設定されたものではあったものの、「核なき世界」へ向けての課題、緊迫化する朝鮮半島情勢、そしてこれらに対する日本の内政および外交上の反応は、それぞれ等しく平和学的な研究関心であるところから、フロアからの積極的な参加も追い風となって、各報告の論点が交差する時宜に合った研究会となった。以下に各報告の概要を紹介したい。

若手研究者報告として、津崎直人会員(京都大学)により第一報告「冷戦後国連総会における核軍縮議論：日本、非同盟運動諸国、新アジェンダ連合提出核軍縮決議の比較検討(1994～2009年)」がなされた。核軍縮議論の世界的な潮流の解明に資するべく、同報告では、国連総会に継続的に提出される三つの核軍縮決議案の内容の比較分析を通して、それらが賛同を得るための諸条件を検討する試みがなされた。続く第二報告は、玉井雅隆会員(立命館大学)による「マイノリティの『教育を受ける権利』と朝鮮学校無償化問題」である。マイノリティ・イシューや人権との絡みで論じられる教育政策の問題点について蓄積のある欧州におけるマイノリティ保護メカニズムを参照項として提示しながら、報告直前まで動きのあった朝鮮学校に関する動向に対して考察を試みる野心的な内容であった。両報告に対しては、フロアより総じて今後の研究の発展を期待する建設的な内容の質問やコメントがそれぞれ寄せられ、報告者にとっては今後の課題を確認する有意義な機会となったと言えるだろう。

電話：025-227-7111

市内バス JR 新潟駅万代口から本町まで約5分、本町下車徒歩約1分 詳しくは以下をご参照ください。

<http://www.nuis.ac.jp/pub/other/access.html>

参加費：無料

連絡・問い合わせ先：

※発表されない方も事前に下記の地区研究会代表までご一報いただけるとさらにありがたく存じます。よろしく願いいたします。

〒456-8612 愛知県名古屋市中熱田区熱田西町1-25

名古屋学院大学 佐竹眞明

Eメール：msatake@ngu.ac.jp

Fax：052-682-6812

研究会の締め括りに、石田会長より「非対称化する安全保障のディレンマ：なぜ大量破壊兵器の拡散を抑止できないのか」が報告された。再び抑止について語る必要性のある時代となったことへの憂いから出発した同報告が俎上に乗せたのは冷戦後の強制外交の変化である。強制外交が実施された例の概観から、「不作為のリスク」に駆られる結果、強要を迫ることに重きが置かれ、安心供与の信頼性が揺らぐことが、これまでの失敗を招いてきた点が指摘された。同報告の理論的な検討から提示されるのは、強制外交を迫られる国家の態度硬化が連鎖する効果を生むこととなる「作為のリスク」を熟慮する必要性である。この点は、特に9・11以降の日本外交に照らすことにより、その多くの課題が詳らかにされる内容となった。

本紹介を結ぶにあたり、質疑応答を通じて争点の一つとなっていた(平和研究・国際関係論などの)研究報告の射程の問題について若干触れておきたい。ある研究から導かれる結論は(あくまで)その報告題目に関するそれであり、その点では今回の3報告はそれぞれが示唆に富むものであった。ただ、結論が興味深いものであればこそ、そこから議論を推し進めたいとも感じるであろうし、更にそこから導かれる論理的な帰結として描かれる世界像をいかに捉え考えるのか、という新たな議論の扉もまた開かれるのではなかろうか。かく言うこの指摘も、3報告者とフロアの間で活発に交わされた議論から触発されたものであり、その意味でも上記にまとめきれない議論を刺激することとなった本会は、改めて平和研究のアクチュアリティと意義を再確認し、今後の研究の展望を切り拓く機会となったと言えるだろう。

(鶴見直人)

# 総会議事要録

## 第19期第2回総会

日時：2010年11月6日（土）15:10～15:40

場所：茨城大学水戸キャンパス人文学部講義棟1階10番教室

報告事項

1. 会長報告
2. 委員会報告
3. 地区研究会報告
4. 2010年度秋季研究集会について
5. 2011年度春季研究大会・秋季研究集会について

6. その他

審議事項

1. 会則第16条の改正
2. 新入会員の承認（会員消息を参照）
3. その他

## 理事会議事要録

### 第19期第3回理事会

日時：2010年11月5日（金）17:30～20:30

場所：茨城大学インフォメーションセンター301講義室

**第19期第4回理事会**

**日時：2011年1月29日（土）14:00～17:00**

**場所：東京大学駒場キャンパス18号館4階コラボレーションルーム3**

會員消息

## 事務局からのお知らせ

### 会費について

第19期第2回総会において、学会費を定めた会則第16条の改正が承認されました。つきましては2011年度会費より、新しい会費額（一般会員10,000円、学生会員5,000円）での会費支払いをお願いいたします。

なお、2010年度ならびにそれ以前の会費振り込みがお済みでない会員におかれましては、早急に振り込みをお願いいたします。長期に会費を滞納される会員については、会員資格を失いますのでご注意ください（会則第7条）。

当学会は学会員からの会費で運営されており、会費納入の遅延・延滞は円滑な学会活動の支障となります。ご

理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 所属先・住所変更の届け出について

転職や就職、卒業に伴い、会員資格、所属先、住所等に変更があった場合には、随時、変更内容を下記までお伝えください。

#### 【連絡先】

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町194-502  
学協会サポートセンター内 日本平和学会係  
Tel: 045-671-1525 Fax: 045-671-1935  
E-mail: scs@gakkyokai.jp

(佐渡紀子)

## アジア太平洋平和研究学会 (APPRA) 研究大会のご案内

このたび日本平和学会の協賛により、下記日程で研究大会が開催されます。会員の皆さまにおかれましては、ぜひとも積極的にご参加ください。

全体テーマ：New Agenda for Peace Research in the Asia-Pacific

日時：2011年10月14日(金)・15日(土)・16日(日)

場所：立命館大学衣笠キャンパスの予定

共催：立命館大学大学院国際関係研究科、Asia-Pacific Peace Research Association、立命館大学国際平和ミュージアム

参加方法：APPRA事務局のウェブサイトで、研究大会に関する情報をお知らせします。報告者募集について、一般参加について、下記ウェブサイトをご覧ください。

APPRA事務局：〒京都市北区等持院北町56-1

立命館大学国際関係学部 君島東彦研究室気付

Fax: 075-465-1214 (国際関係学部事務室)

E-mail: apprainfo@gmail.com

http://peacebypiece.sakura.ne.jp/

(君島東彦)

## 編集委員会からのお知らせ

### 学会誌への投稿を募集します

『平和研究』は、編集委員会が各号ごとにテーマを設定し、個別の会員に論文執筆を依頼する「依頼論文」とともに、テーマに関連する内容の論文を会員に広く募集する「投稿論文」によって編纂されます。投稿論文は、匿名の会員2名による査読結果を踏まえ、編集委員会が掲載を決定します。各号に2～3本の自由投稿論文を掲載する予定ですので、沢山の応募をお待ちしております。原稿執筆要領は、学会ホームページをご覧ください。

### 第38号(2012年5月刊行予定)

特集テーマは「体制移行期の人権回復と正義」です。1980年代のラテンアメリカ諸国の民政移管、アジアにおける「民主主義の第三の波」、1989年以降の東欧・ソ連の共産主義体制の崩壊、南アフリカの脱アパルトヘイトなど、20世紀の終わりに多くの地域で体制移行が実現しました。その結果、新たな体制の下で過去の人権侵害とどう向き合うのかという問題が生じています。隠蔽や忘却ではなく、復讐でもない公正な移行期の正義を、

現在の社会秩序を脅かすことなくどう確立したらよいのでしょうか。また移行期正義は、内戦後あるいは紛争渦中の国についても、紛争解決・平和構築構想の一環として取り上げられるようになっていきます。紛争当事国や脆弱国家における危うい平和の維持と被害者の人権回復を、どのように両立させたらよいのでしょうか。各地の事例を比較しながら考察を試みます。

ついでには、特集テーマに関わる投稿論文を募集します。平和学会が学際的学会であることにかんがみて、政治学・国際法からのアプローチだけでなく、和解や癒し、歴史教育といった角度からのアプローチも歓迎します。

投稿を希望される方は、下記の申込締切日までに(1)論文課題と(2)要約(2000字以内)を提出していただき

ます。その際、住所、電話・FAX番号、メールアドレスなどの連絡先もあわせてご連絡ください。のちに提出される投稿論文は、この課題・要約に沿ったものに限ります。申し込みと投稿の受け付け時には、受領確認の返信をいたしますので、万一返信がない場合には、再度ご連絡ください。

分量：16,000字以内

申込締切：2011年6月1日

原稿締切：2011年8月31日

応募先：清水奈名子(宇都宮大学)

nshimizu@cc.utsunomiya-u.ac.jp

(内田みどり・清水奈名子)

## 渉外委員会からのお知らせとお願い

英文ニューズレターのバックナンバー公開について  
(重要)

学会ホームページの充実化にあたり、英文ニューズレター *Peace Studies Bulletin* のバックナンバー(No.28以前の号)をPDFにてホームページ上で公開する準備をすすめております。つきましては、バックナンバーに執筆された方々から公開についてのご了解をいただき

たく存じます。公開することを許諾いただけない場合は、2011年6月30日までに渉外委員長(毛利聡子 [mouri@ge.meisei-u.ac.jp](mailto:mouri@ge.meisei-u.ac.jp))までご連絡ください。

ご連絡がない場合には許諾いただいたものと判断し、ホームページに掲載させていただきますことをご了承ください。

(毛利聡子)

## 広報委員会からのお知らせとお願い

ニューズレター(和文)の電子化に伴う措置について

学会経費削減のために、今後、紙媒体でのニューズレターの郵送は廃止になり、メーリング・リスト(以下、ML)登録者には、MLを用いたPDFでの配信となる予定(移行時期については未定)です。そこで**非登録の会員の皆さまには、MLに参加されることを強くお勧めいたします**。移行後の形態についてですが、ホームページ上では、従来通り非公開部分を省略した形でニューズレターの公開を継続しますが、ML非登録の会員の方々にはそちらでご覧いただくご不便をおかけすることになります。予算関連や入退会者の情報などについては、紙媒体のまま学会からの各種案内などに同封して、全会員に郵送することになります。

メーリング・リスト(ML)登録のお願い

前号(第19巻第2号)でもご案内させていただきましたが、メーリング・リストへの登録にご協力をお願いいたします。メーリング・リストに参加することによって、今後予定される電子化されたニューズレターの受け取りだけでなく、学会員が関わる研究会・報告会・各種イベントの情報を発信・受信することができます。学会員間での情報共有の場としてご活用ください。

【登録方法】

登録はいたって簡単です。次の手順で行ってください。

①日本平和学会のサイトのトップページ左上「会員専用

ページ」の「こちら」をクリックします。

②画面左上の「ログイン」の項目にある「新規登録」をクリックします。

③次の画面で入力項目すべてに記入し「決定」を押して送信します。(※この段階では登録は完了していません)

④登録時に記入したメールアドレスに、サイト管理者から登録承認のメールが届きます。

⑤登録承認のメールに記載されているURLにアクセスすると登録が完了します。(※この操作が行われて登録は完了です)

(注1) ユーザ名とパスワードは必ず各自で保管してください。パスワードについてはサイト管理者側で管理しておりません。

(注2) パスワード紛失により複数登録を行われた方については、古い登録を管理者側で削除させていただきます。

ホームページでのシラバス公開についてお願い

ホームページの「リンク」ページにおきまして、学会員の方々のシラバスを公開しています。平和学・平和研究に関わる内容であれば、講義名はどのようなものであっても構いません。公開に差し障りがないようでしたら、ご提供いただけますと助かります。若手研究者の参考として、また中堅研究者の教育改善などにご活用いただく

とともに、これを基に広く平和学・平和研究の議論が学会員間で活発化することを目的としています。

(大平剛)

## エッセイ 平和研究あれこれ

### お天気と平和：ナチュラル・セキュリティ論への展開

蓮井誠一郎

天気と平和には関係がある。担当する授業の受講生に「あなたはどんなときに平和を感じますか？」と聞かれると、多くが争いが無いとか豊かであるというような政治的、経済的平和を指摘するが、やはり3~4割位が心穏やかな状態という精神的な平和を示唆する。この精神的平和のなかに、天気と関係した、「天気の穏やかな日に縁側に座っているとき」というのどかな意見、「天気の良い日に芝生に寝転がって空や雲を見上げたとき」というような青春真っ盛りの意見はいつも3割程度はある。

ただ何をもって平和を感じる「良い天気」とするかはじつは色々である。たとえば、私の故郷の香川県では晴れが多すぎ、このため弘法大師の時代から水不足で「ため池」が数多く点在する。それでも給水制限が今でも夏場の日常で、過去には水を巡って隣の徳島県や高知県との摩擦もあった。ここから、とくに稲の生育期の雨はまさに人心を安心させる平和の雨である（ただ、香川県の主な水瓶は高知県の早明浦ダムであり、そこを台風が直撃したときに喜ぶ県民の姿というのは、自戒を込めつつ、あまりいただけない）。

そこで、もし平和には、客観的に観察可能な状態だけでなく、主観的に「感じる」ことも重要だとするならば、天気の不都合な変化としての「悪い天気」は我々の平和に多大な悪影響を与える。このとき、変化の原因が人為的か否かという、安全保障論的に重要な側面は、たいした問題にならない。結果としての変化の「不都合さ」が問題なのだ。ところが、やっかいなことに、気候の変化は、ほんの一部しか人為的にコントロールすることができないと考えられている。つまり、温室効果ガスの排出を抑制するか拡大するか、特定の化学物質を大気中にばらまいて局地的な天気を一時的に変えるという程度である。したがって天気について都合の良い平和を人為的かつ持続的につくり出すことはかなり難しい。ゆえに、その変化にどうやって平和的に適応し不都合を克服するかについては、じつは平和学がつくり出した、示したりするライフスタイルや経済、政治や社会や価値観のあり方が重要な意味をもつ。すると、既存の様々な安全保障上の問題と、どうやって気候変動を緩和するかという環境問題に加えて、これからは、変化する気候にどう適応するか、ということも重要な平和研究のテーマに加わるべきだ。気候変動と重要な関連性をもつサステナビリティ（永続可能性）もまた、平和学が担うべき部分が多いはずだ。

現在、気候安全保障（Climate Security）についての議論が欧米を中心に盛んに行われている。それらは、IPCC など多国間の舞台における大気の成分を変化から守る気候の安全保障（緩和策）、欧米の国内政治を舞台とした気候変動がもたらす安全保障問題への適応策、EU 諸国を中心とした気候変動をめぐる国際秩序の形成という3つのアリーナで議論されている。これらの議論は新しい安全保障の最新版であって、経済がグリーン・ニューディールなどの気候変動に対応したものにバージョンアップしたことに対応して登場してきた。この現象は、平和学が本格的に議論を始める前に、気候問題を安全保障論が取り込み始めていることを示している。それだけではでない。オバマ政権下の米国では、政権に強い影響力をもつシンクタンクの CNAS (Center for a New American Security) が、エネルギーを含む天然資源の生産と輸入先、生産、消費から廃棄までのプロセスを安全保障をキーワードに再編統合しようと、新たなナショナル・セキュリティ論ならぬ、「ナチュラル・セキュリティ」論を展開している。これによって、米国の政治経済全体を再編し、気候変動の緩和・適応だけでなく、食料/エネルギー安全保障、環境保護や生物多様性の確保なども狙っている。

一人の国際政治学者としてみれば、この壮大な政策提言は、非常に興味深い複雑すぎて、議会や国民の理解を得るのは容易ではなく、また予想される既存の各種組織からの抵抗という観点からも、包括的な政策パッケージとしての実現可能性はあまり高くないとみえる。肝となる米クリーンエネルギー・安全保障法案も上院で審議が停滞する中、過日の中間選挙でのオバマ政権の大敗は、この思考を後押しする。国連経済社会理事会を経済と開発や環境を担当する第二の安保理並みの権限を持つ理事会に再編しようという EU 諸国の動きも、先日オバマ政権がインドを安保理常任理事国入りを支持したことを考えれば、少し立ち遅れた感がある。だがそれでも、現在の国会で野党の法案にしか気候変動を「安全保障」の問題としてとらえて対処することを謳っていない日本に比べれば、ずっと先を行っているのだけれども。

日本の平和学は今、転機を迎えている。それは単なる人間の世代交代ではなく、平和学が扱う課題の世代交代である。だからこそいえるのだ、これからの平和は天気にあると。

(茨城大学人文学部)



## 日本平和学会第19期役員

(2010年1月1日～2011年12月31日)

<b>【執行部】</b>					
会長	石田 淳				
副会長	阿部浩己	吉川 元			
企画委員長	土佐弘之		編集委員長	小林 誠	
渉外委員長	毛利聡子		広報委員長	大平 剛	
将来構想 WG 主任	黒田俊郎		事務局長	佐渡紀子	
<b>【理事】(ゴシックは地区研究会代表者)</b>					
(北海道・東北)	小田博志	前田輪音			
(関東)	阿部浩己	石田 淳	臼井久和	内海愛子	遠藤誠治
	勝間 靖	勝俣 誠	吉川 元	小林 誠	佐伯奈津子
	高原孝生	竹中千春	浪岡新太郎	西川 潤	墓田 桂
	蓮井誠一郎	堀 芳枝	目加田説子	毛利聡子	最上敏樹
	横山正樹				
(中部・北陸)	黒田俊郎	児玉克哉	佐々木寛	佐竹眞明	
(関西)	ロニー・アレキサンダー		奥本京子	君島東彦	土佐弘之
(中国・四国)	小柏葉子	岡本三夫	佐渡紀子		
(九州・沖縄)	石川捷治	大平 剛	木村 朗		
<b>【監事】</b>					
	堀 芳枝	横山正樹			
企画委員会	奥本京子	長有紀枝	君島東彦	桐山孝信	島袋 純
	杉田明宏	鄭 敬娥	妹尾裕彦	土佐弘之	戸田真紀子
	直野章子	原田太津男	前田幸男	南山 淳	
編集委員会	内田みどり	小林 誠	清水奈名子	峯陽一	吉田敦
渉外委員会	五野井郁夫	清水奈名子	高橋清貴	古沢希代子	毛利聡子
広報委員会	井上実佳	大平 剛	片野淳彦	玉井雅隆	
将来構想 WG	黒田俊郎	佐々木寛	島袋 純	蓮井誠一郎	前田幸男
事務局	佐渡紀子	浪岡新太郎			

## 2011 年度春季研究大会

日時：2011 年 6 月 4 日 (土)・5 日 (日)

会場：新潟国際情報大学

住所：新潟市中央区上大川前通 7 番町  
1169 番地

## 2011 年度秋季研究集会

日時：2011 年 10 月 29 日 (土)・30 日 (日)

会場：広島修道大学

住所：広島市安佐南区大塚東 1-1-1

## 日本平和学会分科会および分科会責任者一覧

(2011年3月1日現在)

①平和学の方法と実践	責任者：岡本三夫
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③東南アジア	責任者：日下部尚徳
④市民と平和	責任者：越田清和
⑤軍縮と安全保障	責任者：佐渡紀子
⑥アフリカ	責任者：篠原 収、藤本義彦
⑦環境・平和	責任者：平井朗、嶋原敦子
⑧平和教育	責任者：竹内久顕
⑨ジェンダーと平和	責任者：森玲子
⑩平和文化	責任者：鈴木規夫、渡辺守雄
⑪発展と人間安全保障	責任者：原田太津男、佐藤元彦
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：松本孚
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：奥本京子
⑯公共性と平和	責任者：宮脇昇
⑰ジェノサイド研究	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：木村朗（共同責任者：石原昌家、舟越歌一、湯浅一郎）
⑲戦争と空爆問題研究会	責任者：荒井信一（共同責任者：前田哲男）
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	責任者：松島泰勝

## 分科会における報告者の募集について

日本平和学会の分科会での報告を希望される方は、各分科会の連絡先（※）まで、名前・所属・連絡先、および報告題目・要旨（A4で1枚程度）をお寄せ下さい。報告者の募集は、基本的に常時受付とします。ただ、春（6月）と秋（11月）のそれぞれの研究大会／集会での報告を希望される場合は、春は3月1日、秋は8月1日を最終締め切りといたします（ただし、各分科会の事情によって締切日を変更する場合がありますことをご了承下さい）。

なお、報告者の選定は、時々のテーマや推薦などを含めて総合的な観点から、分科会責任者が行うことになります。その結果、必ずしもご希望に添わない結果となる場合もあることをあらかじめご了承下さい。

2010年11月6日

分科会責任者連絡会議世話人  
同副世話人

木村 朗 (kimura@leh.kagoshima-u.ac.jp)  
奥本京子 (okumoto@wilmina.ac.jp)

※ 連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

## 日本平和学会ニューズレター Vol. 19 No. 3 (2011年4月25日発行)

発行所：日本平和学会第19期事務局

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1-1-1 広島修道大学法学部 佐渡紀子研究室内

Fax: 082-848-7788 E-mail: office@psaj.org

<http://www.psaj.org/>

## 編集：日本平和学会広報委員会

委員長：大平 剛 編集担当：井上実佳 片野淳彦

印刷所：北大生協 印刷・情報サービス部